

第516回（定例）福崎町議会会議録

令和6年12月19日（木）

午前9時30分開議

○令和6年12月19日、第516回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川 治	8番	小林 博
2番	竹本 繁夫	9番	河嶋 重一郎
3番	牛尾 雅一	10番	松岡 秀人
4番	大塚 記美代	11番	城谷 英之
5番	吉高 平記	12番	富田 昭市
6番	植岡 茂和	13番	三輪 一朝
7番	宇崎 壽幸	14番	前川 裕量

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田 和也 主 事 阿保 佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	教 育 長	高橋 渉
公営企業管理者	福永 聡	技 監	津田 知宏
町参事兼学校教育課長	大塚 謙一	総務課 長	岩木 秀人
企画財政課 長	蔭谷 秀樹	税 務 課 長	岡本 昌文
地域振興課 長	成田 邦造	住民生活課 長	山本 克典
福祉課 長	小幡 伸一	ほけん年金課 長	西村 由紀子
農林振興課 長	吉田 利彦	まちづくり課 長	山下 勝功
上下水道課 長	橋本 繁樹	会 計 管 理 者	福永 知美
社会教育課課長補佐	鷺尾 進吾		

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第6号	5番	吉高 平記	(1) 中学校、小学校の体育館のエアコン完備について
			(2) 空き家対策について
			(3) 自治体の消防団への助成について
			(4) 七種川の浚渫工事について
第7号	13番	三輪 一朝	(1) 県内他自治体の都市計画における線引き廃止決定と、福崎町の線引き廃止にかかる考え方等について
第8号	3番	牛尾 雅一	(1) 生きる力を育む学校教育の取組について

第 9 号 8 番 小 林 博

て

- (2) 地域を活性化する農政振興の取組について
- (3) 町政の情報発信について
- (1) 上下水道について
- (2) 教育課題について
- (3) 安全な環境保全の町づくり
- (4) 来年度予算編成について
- (5) 農業施策について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に近藤副町長と木ノ本社会教育課長から欠席届が出ております。社会教育課長の代わりに鷺尾課長補佐が出席していますので、報告しておきます。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
6番目の質問者は、吉高平記議員であります。
質問の項目は
1、中学校、小学校の体育館のエアコン完備について
2、空き家対策について
3、自治体の消防団への助成について
4、七種川の浚渫工事について
以上、吉高議員。

吉高平記議員 皆様、おはようございます。議席番号5番の吉高平記です。議長の許可を得て、一般質問通告書にのっとり、質問します。

まず、中学校、小学校の体育館のエアコン完備についてです。

今年の3月の定例会のときには、タイトルすらなかった小中学校の体育館へのエアコン、空調設備の設置ですが、一般質問をして答弁で令和6年度に計画の一部を見直し、学校施設等長寿命化計画の中で検討ということでしたが、ついに11月の総務文教常任委員会で説明がありました第6次総合計画の実施計画では、しっかりと盛り込まれ、投資金額やスケジュールまで立案されるようになったことは大きな進展であり、まずは感謝いたします。これから一層前に進めるという視点から質問をいたします。

第6次総合計画の実施計画3か年では、小中学校の体育館へのエアコンの設置は、3年間の令和7年度から9年度までしか記載はありませんが、そのときの質疑の結果、令和10年度までに完了するとの計画でした。

そこで質問ですが、令和9年度までで3.3億円、令和10年度の完成までのトータルの合計金額は幾らでしょうか。

学校教育課長 第6次総合計画実施計画3か年における実施予定につきましては、令和6年7月に担当課、学校教育課で作成したものであります。この計画では、令和7年度に3校の体育館の実施設計、令和8年度にその3校のエアコンの工事と、残り3校の実施設計、令和9年度に3校のエアコン工事と、令和10年度に向けてのエレベーターの実施設計を予定しておりました。その後、近隣の高校の体育館のエアコン設置工事の実績ですとか、近隣市町の体育館エアコンの工事実施設計内容などを精査しながら、福崎町学校施設等長寿命化計画の見直しに着手をいたしました。その結果、見直し後の学校施設等長寿命化計画におきましては、令和7年度に中学校2校の実施設計、令和8年度に中学校2校のエアコン工事と、小学校2校の実施設計、令和9年度に小学校2校のエアコン工事と残る小学校2校の実施設計、令和10年度に小学校2校のエアコン工事を進める予定としております。事業費につきましては、令和7年度から令和10年度で3億8,000万円を見込んでおります。

吉高平記議員 トータルで3億8,000万円ということで、10年度は先日の実施計画プラス5,000万円という理解でよろしいでしょうか。

学校教育課長 第6次総合計画実施計画で3億3,000万円という数字が出ておりますとすれば5,000万円の増加ということになります。

吉高平記議員 なぜ子どもたちのためにもっと早く集中してできないのかということをお尋ねします。異常気象、特に夏の高温は待たなして襲ってきており、完了するまで4年間順番を待ってくださいでは非常に長過ぎるように思います。全国的に有名な福崎町の高温に対して、子どもたちが非常に特に夏、暑い思いをしております。もっと短期間、例えば2年間で設置完了とかできないでしょうか。

学校教育課長 早期に集中して実施したいとは考えておりますが、多額の事業費を要することですので、年次計画にて進めたいと考えております。

吉高平記議員 確かに大きな金額かと思えます。その財源は何になるのでしょうか。3.8億円となれば、しっかりした財源が必要です。その見通しはついているのでしょうか。

学校教育課長 財源につきましては、現在のところ、緊急防災・減災事業債の活用や、文部科学省の空調設備整備臨時特例交付金などを想定して事務を進めております。

吉高平記議員 先ほど答弁のありました緊急防災・減災事業債は、ホームページ見る限り、令和7年度までの時限措置とされているが、延長するように要望が出ているとの情報もあります。国の防災・減災対策等強化推進事業費はいつまで存続する見通しでしょうか。

企画財政課長 質問議員おっしゃられました国土交通省の所管の防災・減災対策等強化事業推進費につきましては、調べてみたんですが、採択条件としまして、国直轄または補助事業に配分する予算ということで、地方公共団体が国からの補助等を受けずに独自の経費で任意に実施する事業、いわゆる単独事業への配分はできないこととなっております。またこの事業の対象につきましては、災害対策事業、公共交通安全対策事業、事前防災対策事業、この3つの事業になるんですが、このいずれにも小中学校体育館の空調設備整備には合致しないことから、この事業費については使えないと思っております。

吉高平記議員 そうしましたら、学校教育課長おっしゃってました事業債は、令和10年まで十分使える可能性があるとの見通しでしょうか。

企画財政課長 緊急防災・減災事業は令和7年度までの時限措置でありまして、今度、また来

年度ですね、令和7年度中には見通しが出ると思いますが、現在のところ継続される等の確定はされておられません。

吉高平記議員 国がいろいろ予算、今も練っているところなんです、予算があるうちに早めに使ってしまうというのが、町の財政的にもメリットが大きいかと思うので、均等に4年間にわたって工事と立案するよりは、短期集中でそういった事業を使うというようなプランも検討されたいかかと思うんですがいかがでしょうか。

企画財政課長 令和7年、8年、9年ですね、この3年間については、神崎郡ごみ処理施設建設、それと中播消防署建て替え、それと道路新設改良、この3つの事業で多額の町債を発行することになります。これに加えて、空調設備、例えば2年間でやるとしたら、やっぱりごい起債になりまして、その後すぐ金利が発生しますので、なかなか一遍にはできないとは思っております。

吉高平記議員 いろいろ大きな事業が控えていますので、そのあたりは財政的、いろんな側面から十分ご検討いただいて、できるだけ子どもたちに早くエアコン完備できるように工夫いただきたいと思っております。

次に、4年間にわたる間に、中学校から小学校、それぞれ優先順位がついております。東中、西中、それから田原小、福崎小、それから八千種小、高岡小、こういった優先づけの基準というのは、何なんでしょうか。

学校教育課長 先ほど申し上げました福崎町学校施設等長寿命化計画におきましては、中学校は部活動での使用が多いことから、これは優先いたしますが、小学校につきましては、着工順は確定しておられません。小学校各校における児童数や学校施設の社会開放における使用回数などを総合的に勘案しながら、今後計画していきたいと考えております。

吉高平記議員 そのあたりはいろいろ考慮しながら、できるだけ早く全部の中学校、小学校にエアコン完備できるように推進をお願いします。

続きまして、次の質問です。空き家対策についてです。

福崎町のホームページを見ると、平成28年4月1日に、福崎町空家等情報バンクを設置して、これは空き家を貸したい・売りたい側の所有者と空き家を借りたい・買いたい側の利用希望者の町のホームページ上や、兵庫県宅地建物取引業協会等の協定、情報共有のつながりを図っていく仕組みということがうたっております。また、令和4年4月からは、空き家等の活用を特に促進する必要がある区域を空家等活用促進特別地域、特区として指定を受けています。このような仕組みがある現状で、以下お尋ねいたします。

まず、毎年、空き家登録の有無の確認が、自治会長経由で調査依頼がありますが、そのデータは、今年度の空き家の対策の実施にどのように具体的に活用されていますか。

まちづくり課長 毎年度、各自治会長様をお願いしておりますこの空き家の実態調査ですが、空き家登録の有無ではなくって、空き家の実態を調査していただいておりますので、出していただいた資料に基づきまして各年度ごとの空き家の数の把握、それから推移ですね、あとその空き家の老朽度の特定、これらに活用させていただいております。

吉高平記議員 私の地区では、空き家登録されている、あるいは希望される家をバンクに登録しているんですが、その程度等については記載項目は特になんかありませんけれども、それはまた別途調査員が行って確認をされているのでしょうか。

まちづくり課長 登録という概念といいますか、定義があれなんですけど、あくまでもお願いしておりますのは、空き家の今どの家が空き家かということをお知らせいただいていることでありまして、例えば登録となりますと、例えば空き家バンク等の登録、

それからこのたび空家特区になったことによって、空き家の所有者は町に登録の義務が発生してますので、それにつきましては各個人に役場のほうから登録依頼の文書を出しております。自治会長さんをお願いしていますのは、あくまでも実態調査ということでございます。

吉高平記議員 そのあたりちょっと了解いたしました。

昨日質問された議員の回答に、空き家バンク登録は380戸と数字が上がっていたと記憶はしているんですが、これは、老朽化して処分された空き家も含まれているのでしょうか。またこの380戸というのが私の記憶違いでしょうか。

まちづくり課長 昨日お答えしました380戸というのは、まず各自治体からご報告いただいた空き家の総数でございます。登録されていますのは、先ほど申しましたように、役場から空家特区の指定に絡んで出しておりますので、今のところ、約90戸ほどが登録としてはいただいております。

吉高平記議員 福崎町のホームページを見ますと、空き家バンクの物件として計算しているものは90件、先ほどおっしゃったバンクに登録された数ではなくて一番新しいところを見ると、令和6年度12月で福崎第62号というのがあります。これは空き家バンクに登録されたもの全てがホームページにはまだ連番が振ってないというようなことでしょうか。

まちづくり課長 今の九十数件で申しましたのは、空き家として使用者の方が登録いただいたもの、空き家の所有者のお名前とか連絡先を登録いただいたのが90件ということで、今現在空き家バンクに空き家バンクとして情報を載せていただいているのは今言われましたように、登録件数は62件、累計で62件となっております。

吉高平記議員 了解です。ちょっとホームページ見たりいろいろ話を聞いてたら、数値的に分からないところがありましたんでお聞きしました。

次に、第6次総合計画実施計画で、空き家対策事業は、空き家改修、除却費用の補助となっておりますが、それ以外にどのようなことが予定されていますか。

まちづくり課長 こちらも昨日お答えさせていただいたのと重複するんですが、今現在、町の補助制度としては、空き家は改修または除去に対する補助がございます。そのほか、事業としましては、先ほどからお話がありました空き家バンク、それから空家等対策協議会、こちらを開催させていただいていること、また令和6年6月に全町で指定を受けました空家等活用促進特別区域、これらが空き家対策事業であるというふうに考えております。

吉高平記議員 できるだけ空き家を減らすように推進をお願いします。

次の質問ですが、先日福井県の美浜町で、空き家対策について勉強する機会がありました。個人的に注目すべきと思ったのは、空き家登録者と移住希望者とのマッチングを町が積極的に支援する活動をしているということです。参加者を募集して、第三セクターの人も一緒にツアーを組んで、現地を1軒1軒訪問して、現物を見てもらって、移住希望者に確認してもらう。そして将来そこに住むかどうか、あるいは一部改造があるかどうか等々も確認してもらおうというようなことをされています。そういった活動は福崎町にもあるのでしょうか。

まちづくり課長 ツアーを組んで、実際に現物を見ていただいているような活動はしていませんが、先ほどから出ております空き家バンクですね、こちらにつきましては空き家の所有者、登録者と、移住といいますか、空き家を希望されている方のマッチングの活動になるのではないかと考えております。

吉高平記議員 ホームページとか情報提供だけにとどまらず、プッシュするアクションがあるかないかで大きくまたその展開も変わってくると思うんで、多くの方が町長はじめ一緒に行かれたんですけども、ぜひ情報もあると思うんで、参考にできると

ころはしていただけたらなと思っております。

次の質問です。

毎年ランキングが出ていまして、福崎町では住みたい町ナンバー1みたいなところの情報がよくあるんですが、そのアンケートの回答者のアプローチを工夫したり、プライバシーの面でなかなか難しいかとは思いますが、そういった形にアプローチした結果、町内への移住を促進する、新しい家ばかりでなく、空き家を移住先に選ばれる方もいるかと思うんで、あるいは町外の役場職員の移住あっせんなどをチャレンジされたことはありますか。

地域振興課長 大手の民間ハウスの調査でございまして、幸福度ランキングが、福崎町は令和4年と令和5年度は1位で、令和6年度は2位ということでございます。

質問の回答となりますが、アンケート回答者のアプローチとか、それから町外の職員の分についてのあっせん等についてはしておりません。

吉高平記議員 町内で整備されてない空き家含めて380戸もあるということなんで、どんどん傾向としては増えているような気がするんで、ぜひそういった、先ほど言いましたように、町あるいは情報提供だけじゃなくて、プッシュプッシュという形で空き家をなくしていく方向で検討されたらいかがかなと思います。

またこれも美浜町なんですけど、もう一つ印象に残ったのは、独り住まいの高齢者に将来家売る可能性があるかどうかを、空き家になる前に意向調査して、空き家になっても古くなる前、美浜町の方がおっしゃるには、3年以内なら価値がある物件として、それほど改造もする必要もなく、移住されるケースが多いというようなことでした。そういった移住希望者に打診できるように準備しているということを知りました。福崎町でもそのような活動はあるのでしょうか。

まちづくり課長 今言われています空き家となる前での意向調査ですが、そこまでの調査を行ったことはございません。ただ、空家等対策計画を作成するときでありますとか、先ほどから申し上げます空き家を登録いただくようなときには、その該当の空き家について、例えば賃貸を考えられているのか、それとも売却なのか、または将来、例えばお孫さん等の活用で手放すことを考えていないのかなどの調査は行っております。

吉高平記議員 非常にプライベートな話に突っ込むことになる、入っていくことになるんで、難しい側面はあるかとは思いますが、おせっかいのような活動ですけども、独り暮らしの方の将来のある意味、自分が亡くなったらこの家はどうなるのかとかいうような不安を取り除く意味で、アプローチの仕方は非常に工夫が要るかとは思いますが、またそれなりに新しいうちに空き家バンクの予備軍として登録して、移住者確保が準備できるという側面では、非常に合理的な活動を美浜町がされているなと思いましたので、また将来、福崎町もそのあたりも試行されたらいかがかなと思っております。今すぐには無理でしょうけども、情報収集の中でそういった情報もどんどん取っていかれたらいかがかなと思います。

最後に、空き家に移住してきてもらうために福崎町の施策として、今までいろいろされてきたかとは思いますが、一番何が有効かとお考えでしょうか。

まちづくり課長 空き家の施策としましては、先ほど答弁しましたとおり、福崎町においても様々やらせていただいているというふうに思っております。その中で何が一番有効かというご質問なんですけど、何が一番というのはないと思っております。どれもが、それぞれに大切な施策であると思っております。それらを組み合わせながらよりよいものにしながら、今後も引き続き空き家の対策は推進していきたいというふうに考えております。

吉高平記議員 先ほどの美浜町ですけども、空き家が増えて困るところからアクション、

第三セクターを後に立ち上げられた方々が立ち上がって、我々がちょっと勉強したときには、今、空き家ゼロになりましたと胸を張っておっしゃっていました。どこから移住してきたかというところは、隣町とか、都会とか、当初思ってたんですがそうじゃなくて、隣町周辺が一番多いというようなことをおっしゃっていました。どんどんどんどん、福崎町もこのままでは空き家が増えていくばかりかとは思って、人口に歯止めをかける意味でも有効に空き家を活用いただけるように、これからも推進していただきたいと思います。と思っております。

次の質問に移ります。自治体の消防団への助成についてです。

今年の3月の定例会の一般質問の質疑で、消防自動車がマニュアル車である自治体が全部で23自治体もあり、小型ポンプで新規購入する場合、約600万円かかる、町の支援もあって、地元負担は200万円、町の支援があるとはいえ、高価なもので、一般に町内では使用年数は20年から30年と長く使っていると。で、容易にオートマ車に替えられない状況であるというようなことが、質疑応答で判明しております。

また、自動車教習所、町内にもありますが、そこに尋ねると、最近はオートマ限定免許コースが全体の9割以上を占めて、ますます多くなっているとのことでした。

これらの質疑応答の中で、町のほうの答弁は、町の本団幹部に限定して対応しているような助成、つまり、町内の各分団のオートマ限定車がマニュアル車に乗れるような、同じような助成ができないかと尋ねたところ、対象となる団員数、必要額などを考えてみたいとの答弁がありました。これが今年の3月です。

そこで質問です。その後の具体的な取組とか、進展はどのようになっていますか。

住民生活課長 現在消防団員600名中、オートマ限定免許の所有者は30名で全体の5%となっております。このうちマニュアルの消防車を所有している分団に絞りますと28名がオートマの限定免許の所有者になります。

オートマの限定解除には6万円から7万円の費用がかかりますが、これに対して一定の助成をとなりますと、最初からマニュアル免許を取得した者との不公平が生じるのではないかという思い、それからマニュアルの免許を持っていると消防車の運転のみならず、ほかのシーンでも役立つことがあります。できれば自発的に取得していただくことが望ましいとは考えますが、その反面、近年の免許取得状況を見ますと、オートマ限定の取得率は全体の7割を超えております。今後オートマ限定の新入団員が増加すると見込まれます。現有の車両をオートマに更新していくにも時間がかかりますし、若手団員の確保が必要であるという観点からも、財政状況また近隣市町の動向等を見ながら助成制度の創設を研究している段階であります。

吉高平記議員 3月時点からは大分進展しているふうに聞き取れますけども、近隣市町との歩調を合わせたり、様子を見ながらというメリットはどういうところがあるんでしょうか。

住民生活課長 やっぱ消防は、広域的な動きというのがありますし、神崎郡全体で足並みをそろえてそこで差が出ないようにというような思いは、各町また姫路市も含めて持っているところでございます。

吉高平記議員 確かにそういった側面はあるかとは思いますが、町内の各分団の消防車、団員たちは、福崎町の火事、災害に出動することから、あまりほかの市町村を気にせず、遠慮せず、福崎町が助成の施策をリードしていくべきではないでしょうか。

住民生活課長 こういった補助制度の創設となりますと、先ほど申し上げましたようなことか

ら慎重に事を進めていかないといけないと思っております。いろんな意見を聞きながら、町の制度になりますので、町長や副町長、それから消防団長、そういったところにも相談しながら検討していきたいと考えております。

吉高平記議員 先ほど言いましたように、大分前向きになってきたので、このまま推進をお願いします。

町内でいつ火災やその他の自然災害が起こるか分からず、出動要請がある場合でも、オートマ限定者しかその場にいず、都合がつかず、消防車を出動できないケースが発生したら非常に困るので、助成実施時期は早いほどいいと思います。積極的に前向きに推進していただけるようお願いいたします。

次の質問に移ります。七種川の浚渫工事についてです。

昨年、区長会での要望の一つであり、また総務文教常任委員会で現地視察を行った案件でもあります。県管理の河川で、役場としても、もどかしいところがあるかとは思いますが、七種川もようやく着手され始めた状況です。現在、下流から長野橋東までの草刈りが実施されていますが、今期はこの辺りまででしょうか。

まちづくり課長 まず最初に、今現在七種川で行う草刈りですが、これは草刈りが目的ではございませんで、県において実施されます堆積土砂の浚渫工事、こちらのために行われているものでございます。この草刈り後に測量を行いまして、河積を阻害している箇所、こちらを洗い出しまして堆積土砂を撤去するという事業でございます。

工事範囲ですが、今のところは県からは、事業費の兼ね合いもあるんですが、長野橋付近までというふうにお聞きしています。

吉高平記議員 先ほどざっくりと下流からというようなことを表現しましたが、新町の福崎大橋西の交差点の西側がちょうど川に橋がかかっているんですが、その周辺もススキが繁茂しているようですが、その辺りの草刈りは、今年でしょうか、それとも来期以降なんでしょうか。

まちづくり課長 まず七種川の草刈りでございますが、こちらは堆積土砂撤去ではなくて、毎年県と町の河川美化ということで、県が半額、町は半額においてやらせていただいている草刈りでございます。今年、今年度なんですけど先ほど申しましたように、いつも毎年行っております七種川の神谷付近、福田付近につきましては、県が堆積土砂の関係で草刈りをしていただいております。そういうこともありまして特に市川で今年度は雑木の処理をしていただきたいという区長会の要望ありましたので、できたら、そちらにも使えるようにということで、今年度河川美化につきましては、雑木の除去のほうを考えております。

それと七種川の浚渫でございますが、先ほどの中ではようやくという話があったんですが、実は平成の29年、30年ぐらいからやっていただいております。県からは、例えば新町のところでありまして、あと福田の水源地の横の堆積土砂などは既に1度2度やっていただいている状況でございます。今年度は長野橋までなんですけど、起点といいますか、下流は播但線の高架、あの辺りからやっていただいているというふう聞いております。

吉高平記議員 そうしますと、今やってる草刈りの後の浚渫工事、土砂とか岩を除去して、川底をきれいにするというアクションはこの後1月2月3月頃にされる予定でしょうか。それとも、来年度にわたるんでしょうか。

まちづくり課長 今、ちょうど草刈りが終わって草の集積をしているような状況だと思うんですが、それを引き続き、正月ありますので年明けだと思いますが、堆積土砂の撤去に入ってくるというふう聞いております。今ある岩を掘削するようなことはありませんで、堆積している土砂、こちらを河積が阻害されない程度に撤去する

という事業でございます。

吉高平記議員 了解です。雨が少ないこの時期にぜひ、広い範囲でしていただけたらと思っております。また、長野橋より板坂・田口側は、来年以降の作業になるのでしょうか。

まちづくり課長 県に確認をさせていただきましたところ、来年度、7年度につきましては引き続き今年度やらせていただいている長野橋の終わったところから上流にかかっていきたいというふうにお聞きしています。ただ、来年度そういう予定はしておりますが、今現在予算要求はしているというふうにお聞きしております。ただ来年度予算はまだ決まっておりませんので、あくまでも現時点での計画、予定としてはそういうふうを考えているというところでございます。

吉高平記議員 できるだけ予算が通って、引き続き浚渫作業が進められるように、役場のほうも県のほうによろしくプッシュをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で、吉高平記議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

1、県内他自治体の都市計画における線引き廃止決定と、福崎町の線引き廃止にかかる考え方等について

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 議席番号13番、三輪でございます。議長に許可をいただきましたので、通告を基本に一般質問をさせていただきます。

テーマといたしましては議長もおっしゃっていただきました県内ほか自治体の都市計画における線引きの廃止決定と福崎町の線引き廃止に係る考え方等についてでございます。

質問に入ります前に、福崎町においてのこの土地利用という考え方なんですが、半世紀ほど前になります、1968年の制定であります都市計画法に基づいて当時の社会情勢に基づいた都市計画制度によりまして、本町では市街化区域、そして市街化調整区域という一つの仕組みと申しますか、これを導入しているところであります。特にこの市街化調整区域におきましては無秩序の建築また開発などを抑えることができ、市街化区域の膨張をですね、コントロールしてきたということになるかと思っております。

その中で表題にも関係してきます兵庫県がですね、市街化調整区域のその厳しい建築制限がですね、地域性衰退の要因となっているという、これ主要因であるとして、2023年の3月、去年の3月に区域区分、つまり線引きを廃止することが可能だとする区域区分見直しの考え方というものを作成してございます。この県のこの区域区分見直しの考え方を作成したということですね、これまで県がいろいろな見直しをしてきた中では最大規模となる見直しではないかと思っております。またこの考え方によりまして、線引きありきの質問ではないということ申し添えまして質問させていただくものです。

この議会では4名の議員が人口減少と相関性の高い空き家について一般質問をしておるところは、ご承知のとおりでございます。その中で、市街化調整区域というところに話を持っていきますと、例外はございますが、原則的には限定された人しか建築できないなどの厳格な土地利用規制ということで、先ほど申し上げた無秩序な市街地の拡散を防止するとともに、水道、また下水道などの施設の維持、運営の効率化に寄与してきたこともご承知のとおりかと思っております。しかしながら先ほども申し上げたこの都市計画法の線引きですね、は特に市街化調整区域

の厳しい建築制限による人口減少の要因の一つであるという認識もある、そういった自治体も多いわけで、これまで全国では20の自治体が線引きを既に廃止したりしているわけなんです、これによって地域衰退を防ぐことに寄与させようという意図が読み取れるわけです。

ここで改めて建築制限とされる主な内容を列挙するわけですが、建築できる人や住める人が限定されて誰でも家を建てられないとか、空き家に住むにも用途変更の許可が必要な場合があったりとか、建築できるものであってもですね、農林漁業者のための住宅とか農業倉庫とか、あるいは集落の公民館、あるいはそういった公益上必要な施設であったりとか、また世帯分離のための、俗に言われる、分家住宅、農家住宅と言われるものとか、とかとかそういったものの建築できるものが限られております。また新たな事業を行うための事業所や店舗も建築できないとか、そしてこのほか行政が仕組みを新たに付け加えるとする中での特別指定区域や地域計画を指定するのにも時間がかかったりという、そういったことも理事者の皆様方もご経験されてきたことなのかと思っております。つまりこの制度を用いてきたということで、その制限の効果、つまり薬でいうと作用とですね、また副作用の影響も受けてきたのではないかと思うところです。

その中で、福崎町におきましては特別指定区域制度等を採用してですね、土地利用の規制緩和にも取り組んできた。つまり市街化調整区域の副作用というのを見てきたというところで土地利用の改善を図ってきたということになるかと思えます。

そのことにつきまして質問をさせていただくわけなんです、この福崎町は市街化調整区域を、衰退という言葉は今使うのですが、この元気がなくなっているとも言えますが、線引きとの相関性をどのように捉えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

まちづくり課長 今、議員も言われましたようにそもそも市街化調整区域内では、無秩序な開発、こちらを抑制するために、建築等において、ある一定の厳しいといいますか、制限はかけられてきました。その線引きを行いましたことによりましてこの市街化調整区域内での、言われました言葉を使いますと、衰退が生じていることは、この原因が市街化調整区域の線引きをしたことだけではないにしても大きな要因の一つではあるとは考えております。

ただ、こちら議員のご質問の中でありましたが、福崎町ではそんな中でも、市街化調整区域におきまして、特別指定区域制度でありますと、につきましては、県下で一番に取り組んできているという実績もございまして、規制緩和によりましてこの市街化調整区域での活性化には取り組んできているというふうには考えております。

三輪一朝議員 今課長からご答弁いただいたわけなんです、この特別指定区域等導入してきたわけなんです、理事者側、課長個人ではなかなか申し上げにくいかと思うんですが、自治体としてのその自己評価をするとすると、その評価はどうか。努力をしてきたけどなかなか効果が上がってないとかいろんなお考えがあると思うのですが、その自己評価の内容はいかがなのかお尋ねをいたします。

まちづくり課長 この特別指定区域制度でございまして、先ほど申しましたように福崎町は県下でも一番ということで、平成16年度に導入をして取り組んできております。それから必要に応じて何度か区域の見直しを実施してございまして、実際活用いただくのは土地をお持ちの方になりますので、町が介入ということはないんですが、ある一定の活用はできているというふうには思っております。参考に申し上げますと平成16年から令和5年、この間にこの特別指定区域による建築をされたのは

228件の方が、この制度を活用して建築をされているという実績がございます。
三輪一朝議員 今、お聞きした228戸というのは少なくない数字ではありますが、年間ベースに直しますと大きな数字にはなるので、そこそこ効果もあるのかなというところがありますが、人口減少という観点では、そのスピードを遅めるといいますか、ゆっくりとさせる効果は一定程度あったのかなという、そういった課長と同じ考えを持っているところでもあります。

そしてこの特別指定区域の制度は県下の自治体ですね、多くの自治体が導入しているわけなんですけど、その中で各自治体の声を受けてなんですけど、冒頭にも申し上げました兵庫県が、その市街化調整区域の厳しい建築制限が地域衰退の要因となっているところの中で線引きを廃止することが可能とする区域区分見直しの考え方を発表しております。この考え方を採用、もししますとですね、福崎町でどんなふうなことが起こるのかなということになるのですが、その中で単純に線引き廃止イコール何でもかんでも建てていいよということではなくてという、何でもかんでも建てていいよということでもなくてですね、県主体から福崎町主体の土地コントロールということを県が求めてきてございます。ですので、福崎町が市街化調整区域の性格を維持していくことも必要であろうと思うし、なおかつ地域活力の維持向上とか、その地域における産業の活性化を図るためのより福崎町においてはですね、その制度をつくっていくとかカスタマイズというか、かなり難しいことが福崎町、また担当でありますまちづくり課に求められるのかなということが想定されています。

しかし、機敏に、県の関与が大きく外れますので、福崎町の権限でこの人口動態であるとか住民の皆様の暮らし方とかが変わってきたり、そして事業所が入ってきたりとか、そういった社会の変化とかにですね、比較的機敏に、機動的に対応が可能になるのではと思っております。

その中で加西市さんの例を見るとですね、この地区は何までオーケーとかですね、非常に細かい、計画的なまちづくりということまでしていらっしゃるんですけど、これは加西市さんのホームページに載っているんですけど、同じ集落でもこのエリアは何ができる、このエリアがどこまでオーケーだというのがございます。

その中で、戸建て住宅はどこでも可能であったりとかですね、山林は当然無理ですけど、共同住宅は何㎡まで可能かとか、診療所はオーケーとか、店舗、飲食店は面積制限も、地区によって違いますけど何百㎡まで可能だとか、きめ細かい住民との相談も必要なんですけど、そんなコントロールも可能とした相当踏み込んだ中身なんです。ですんで、それは非常に魅力があると思います。

そういったように、ここではですね、特定用途制限地域という言葉を使っているようなんですけど、それを指定すると地域にそぐわない建物を制限することができるんやということは大きなメリットで、それは今の市街化調整区域のところから大きく拡大しての制限ということになります。また地域特性に応じたきめ細かいコントロールも可能であったりしていきます。一方、無秩序な市街地の拡散とか、それと、今ある、既にある市街地の空洞化の可能性とか、という心配もあるようですが、この町によるコントロールが可能であろうということもされております。そしてまた無秩序にですね、建築物がばらばらばら建ったりとかっていうのも今申し上げた特定用途制限地域の指定によりそのコントロールが可能であろうという、いいところばかり取ったらいいいところなんですけど、制限というところ、そういったコントロールがかなり難しいかろうという思いがするんです。柔軟なまちづくりというのは非常に魅力であろうと思います。

そういったことで、あともう一つですね、市街化区域は一体どうなるんかとい

うことで線引きを廃止しますと、市街化区域もなくなるんですが、一方ではその用途地域を継続して、用途地域ということで地域に応じた土地コントロールができるということが出来ます。これは今までどおりであります。そして許可申請とすることで手続や事務処理の手間が増えたり、許可に要する時間が長くなるというところもあります。そして農地をお持ちの方々に申し上げておきたいところは農振ですね、農業振興地域、農業区域の規制はそのまま残ります。また、優良農地の減少を防ぐための農用地区内の開発は引き続きの規制というコントロールは残ってきます。それとこの制度、線引きを廃止すると、開発規模が基本的には1,000㎡から3,000㎡までの開発に対する許可申請がなくなったりということになります。ですので、こういったところで集落の中に中規模、大規模の工場が立地することを防げたりとか柔軟であります。ですので、いいところ取りをするコントロールをやっていくことが非常に大変だということをもっと今申し上げましたけど、また小規模開発にもコントロール、比較的どこどこしたいんだということであればコントロールも可能やろうと思います。

そういったもろもろのことを加西市さんは調べられたんだろうと思うんですが、加西市はですね、県が線引き廃止の取決めなりを開示されたその月にですね、2023年3月になりますけど、加西市さんは県に線引き廃止を要望して、1年半後となります今年9月に加西市の廃止を決定してございます。そして加西市は準備期間もありましょうということで、2026年3月末をめどに区域区分を廃止することとして、今月は各集落というか地域の住民説明会を改めてやったりしていらっしゃるようでございます。その中で住民説明会用の資料も開示されておるんですが、そこでは加西市は人口減少を少しでも改善したいために線引きを廃止するとも書いてあります。割と大胆な言葉を使っていらっしゃるんで、意味はちっちゃくないのかなということを考えております。

加西市外では、昨日の一般質問でもございました、加西市、西脇市さんが線引きの廃止検討を進めているというふうな情報も課長からお聞きしたところであります。

そういったところで質問なのですが、福崎町はその県の新制度、つまり線引きが廃止とすることは可能だよというこの制度の内容をどこまで承知していらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 制度につきましては、当然県からも紹介といたしますか、ありましたので、そういった県が開催するような説明会には積極的に参加させていただき、情報収集は努めてございます。あと、例えば加西市の案件につきましては、例えば加西市は都市計画区域としましては、福崎町は姫路市と同じ中播都市計画、加西市は逆に向こうの小野市とか西脇市と同じ東播都市計画になっているんですが、加西市と姫路市、福崎町は隣接していますので、隣接している市町ということで県が開催した加西市のこの線引き廃止の説明会でありますとかヒアリング会場には姫路市共々呼んでいただいて、傍聴といたしますか、意見も述べさせていただいているような立場には今ございます。

議長 質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時44分

◇

議長 会議を再開いたします。

三輪一朝議員 休憩前に引き続きまして質問をさせていただきます。

先ほどまでの内容の中で加西市以外では加東市、西脇市のお名前も出させていただきました。導入の検討は、加東、西脇がしている途中だと聞き及んでいるのですが、福崎町も含めましてですけれども、4つの自治体になるわけなんです、市街化区域の面積はその市全域のですね、福崎は例えば9%ほど、加東市、加西市、西脇市は四捨五入すると4%、5%ぐらいの面積であります。そして面積でいうと市街化調整区域は福崎町が7割超、そして加東市は非線引きの都市計画区域もありますが、それを足しますと約7割、加西も7割、西脇が5割とか、そういったところなんです。人口でいいますと、その狭いという表現がいいのか、市街化区域には、福崎町では私がざっと計算した45%ぐらいが住んでいる。加東市が47%、加西市が約30%、西脇市は約5割住んでるとか、そういったおの市の町の状況がある中で、特に市街化調整区域での人口が減っていて、市街化区域は横ばいとかってところが一方ではあるようでございます。

そして、そうした中での次の質問に入りますが、昨日も山下課長からご答弁を若干いただいた中の中身になるんですが、加東市、西脇市さんが線引き廃止については動いているというところ、最終的な決定はまだのようですが、今その動きについてどういったところまで動いていらっしゃるのか。福崎町はその活動状況なりを把握していらっしゃるのかをお尋ねをいたします。

まちづくり課長 線引きを検討されていたというのは、今議員が言われましたとおり、加西市のほか、加東市、西脇市、それから同じ東播都市計画では、三木市や小野市なども検討されていたというふうに聞いています。特に加東市さんや西脇市さんは当初は加西市さんと足並みをそろえて、一緒にこの線引きの廃止を検討されていたというふうにお聞きしています。ただその後、やはりまだ時期といいますか、もうちょっと調べる必要もあるだろうということで、今現在線引きを廃止される予定であるのは加西市のみという状況までは聞いております。

あと県下では、あと二、三の市町が線引きに対して、今後どうなるか分からないんですけどちょっと興味を示されているところもあるというふうにはお聞きはしております。

三輪一朝議員 今、三木市さん、小野市さんのお名前も出てきたわけなんです、検討をしてみようかというところ、検討をすることによっていろんなことも見えてくるのだろうと思うのですが、特に加東市さん、西脇市さんについてはですね、今、それ以外の情報はないというふうなお言葉もいただいたわけなんです、その加東、西脇の両市についてはその方向性は固まりつつ、徐々になっていっているんでしょうか。そんなことをもしご存じなら、お尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 加東市さんと西脇市さんにつきましては、昨日もお答えしたんですが、検討されていた年度、数年かけて検討されていたんですが、そのときに、実際に市役所に寄らせていただいて、今の現況でありますとか、考え方、また、線引きを廃止をした際の、それぞれ考えておられるデメリットやメリットをお聞きをしております。今、現況は先ほど申しましたようにまだすぐに線引き云々を決めるんじゃないくて、やはり近隣、加西市が先にやられますので、加西市の状況を見てからという考えであるということはお聞きはしております。

三輪一朝議員 状況を見るということも大切なんです、土地利用ですからすぐに変化が生まれるということも幾らか考えられますが、なかなか土地ということは、当然費用がついて回ることでありますから、すぐに動くということでもないのかも分かりません。様子、状況を見ている間に、人口減少がより一層進んでいったりということなりとの兼ね合いにもなってくるやもしれないという、個人的にはそんな思いもして

ございます。

その線引きが廃止ということで申し上げますと、全国で20ほどの自治体が既に線引きを廃止したということでございます。その中で一番最初に線引きを廃止したのは1988年の宮崎県の都城市だそうです。その中で土地利用コントロールではですね、自主的に制定した条例が対処抜けといたしますか、があったようでして、その線引き廃止の副作用の影響が大きかったと、そういった情報があったりします。ですので、土地利用のコントロールはきちんとすることも大切だということ、都城市さんの例はいつているというところですよ。

あと個人的に調べた範囲ですが、福崎町と人口が3倍程度までの地方都市の中で線引きを廃止してしまっている状況を見ました。その中で、岡山の笠岡、浅口、そして岐阜の本巣、あと京都の綾部につきましては、旧市街化調整区域では建築はしやすくなったということは、それは効果だと認識しているのですが、人口減少傾向はその線引き廃止前と大きな変化はないという、そんな数値的な裏づけもちょっと見てみました。ですんで福崎町が線引きをもし廃止したとしても市街化調整区域の人口減は止まらんのだろうと、町長もうんうんといっておりますので、うなずいていらっしゃるんですけど、なかなか簡単じゃないなというところも町長お感じのところやろうと思うんです。

県がせっかくなつくった新たな方針、制度といいますか、仕組みですので、その中で質問なんですけど、福崎町が県の新制度によりですね、線引きを廃止する場合、それを仮定してみるとですね、今申し上げました全国で20ほどの線引きを廃止した自治体の内容、また土地コントロールの中身ですとか、その中で問題発生の有無だとか、そしてコントロールの中で問題発生その最小限化を図らんとあかんであろうという、そういった研究も必要であろうと思うんです。そうしますと、福崎町において自主条例の制定を含めた土地コントロールをどうするんか。つまり線引き廃止による作用を最大限として、副作用を最小限とする取組を進めるということになるのですが、こういった非常に準備なり、まち課さんについては手間もかかるというところにはなるのですが、こういった取組を進める考え方はですね、様子見ということも昨日お考えをお尋ねしたのですが、その中でも調べていく、勉強していくという、そういった考え方についてはどうなのか、お尋ねをいたします。

まちづくり課長 実際に加西市さんが線引きの廃止を検討されていると、それに向けていろいろ進まれているということをお聞きしまして、福崎町として仮に線引きを廃止するのであればどうなるんだというようなスケジュールでありますとか、そういうのは県の担当に質問といたしますか、協議をさせていただいたことはございます。実際の県のほうでは、来年度、令和7年度にマスタープランの見直しとかありますのでそれに向けてやられている面もあるということで、この線引きをやるには意思表示といたしますか、してからやはり長い年月、4年5年かかるようでございます。実際やろうとしますと、どうしても町の職員では無理なので、やはりコンサルなどの力、県の力なども借りながらやっていくことになるんですが、コンサルへの委託料も安い金額ではございませんでした。そういった調整といたしますか、検討は進めてはきたんですが、今現在よその市町も申しましたとおり、やはりやりますとってずっと進んで、やったけど、やっぱり元に戻しますと、そんな簡単なものではないので、慎重にやらせていただきたいというふうには考えております。

三輪一朝議員 先ほど課長がおっしゃいましたコンサルの金額も加西市さんの分調べてみたりかなり当然お安くはないというところでもあります。そういった、次の質問の中で生ずる変化についてお尋ねしようとしておるのですが、今想定していらっしゃる

中の範囲で結構ですので、線引きを廃止した場合に生ずる変化、その作用、副作用、副作用があるならどんな対策を思い描いているとか、またその変化の種類とか、範囲とかお答えできる範囲でご答弁をお願いしたいと思います。

まちづくり課長 メリット、デメリットと言い換えさせていただきますと、メリットは先ほどから議員さんも言われてますように土地利用がしやすくなる、町の思いといいですか、それも入れやすくなるという、コントロールしやすくなるという面は確かにあると思います。ただ一方、デメリットとしましては、1988年に都城市が初めてされたということですが、やはり近隣でも、高松市ですとか、あと三重のほうでも市町レベルでやられているところがあるというふうにお聞きしてまして、そのお話を聞くと、確かに建築はしやすくなった面はあるんですが、それによって乱雑な都市形成がなされた面もあると。これは今、言われていますように市町が独自で自主規制、土地のコントロールのための条例等を整備すればいいんですが、どうしても抜け落ちがあったり、逆に三重のほうの市町ではその自主規制を強化し過ぎたこともあって、線引きの廃止前よりも衰退が進んでしまったと、そういったデメリットもあるようでございます。そういった面からも、福崎町としては、やはり慎重に対応していきたいというふうには思っております。

三輪一朝議員 今課長がおっしゃっていただいた中身が、細かく加西市さん、その地域を分けしてですね、制限を加えていらっしゃると思います。それが今おっしゃった強化し過ぎというところになるのかも分かりません。それはこの様子を見たいとおっしゃった、その推移がどう判断するのか、時間もかかるかと思うのですが、また一旦これをゴーしたものの戻しますとは、当然簡単なものではないのでそういったことも非常に大切かと思えます。

そして特にちょっと言い抜けてたのですが、農振の土地以外にもですね、集落内にある白地の農地といいますか、そちらのほうのコントロールの求めるという声も各集落でいうと大半であろうと思うのですが、そういった配慮もやっていただけたらなというところであるんですが、副作用が非常に見えづらいというのもございます。

そういった中で副作用の一つであるのかもしれませんが、次の質問なんですが、福崎町におきまして線引きを廃止した場合に、現市街化区域と現市街化調整区域のそれぞれの農地、あるいは山林とかに係る固定資産税の変化、その税額変化の規模なりはどのようなふうになるのか、もし試算なりしていらっしゃったら、お願いいたします。

税務課長 線引き廃止になっても、現市街化調整区域の宅地を含めて、農地や山林については、税額の変更はございません。ただし、周辺の土地利用が進むなどの土地需要に変化が生じた場合は、固定資産税が上がる可能性がございます。市街化区域の宅地も変更はありませんが、市街化区域農地や介在山林は一般農地や山林評価となりますので、評価は下がります。市街化区域農地については、宅地評価し、農地に準じた課税をしていたものが、市街化調整区域と同じ一般農地と評価が変更になるためでございます。

試算についてですけれども、評価が下がることによりまして、免税点に達する面積がちょっと確定できないので、あくまでも試算ということでご理解いただきたいのですが、市街化区域農地や介在山林が一般農地、一般山林となることで、約1,600万円減収すると試算してございます。

三輪一朝議員 それなりの影響が生じるというところで、加西市さんもその税収の変化というものも試算をされているようでございます。その中で加西市さんはほかの大きな収入もございますので、そちらからカバーできるという、ほかのという言葉をご

の場では使わせていただきますが、そういったところでのゴーサインも後押ししたのかなということも感じております。

そうしましたら、これも推定でお答えをいただくということになるのかもしれませんが、線引きを廃止するといったしますとですね、それに伴う事務量をですね、廃止していない現況から廃止に至るまでに事務量がかなり増えましょうし、それと廃止後は土地利用に関する申請等が若干変わってきますので、事務量の変化が伴うかなと思うのですが、担当部門におきます事務量の変化についてどういったところでお考えなのか、また試算もしていらっしゃる状況ではざっとでもよろしいので、お考えをお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長 実際の具体的な事務量の変化までは検討したことはありませんので、現時点でこうですというはっきり申し上げることはできないんですが、例えば今やられています加西市さんの担当の方とかとお話をさせていただいている中においては、当然廃止に向けて事務というのは限定的な年度でございまして発生しますし、廃止後の事務も市町で判断することが増えますので、事務量については、増加するのだろうなということも思っております。

三輪一朝議員 と言うて、今、課長がおっしゃった変化、起きてしまうというか、福崎町で決めるというところが増えてきますので、それとまた導入するとしても導入に際しての事務量の全体像がなかなか見えづらいというのもあるかと思えます。

そうしますと最後の質問というところになるのですが、昨日のご答弁の中でも様子見やというところであってですね、それをすると最後には取り組むのか取り組まないのかというところも質問も用意していたのですが、いろいろお聞きした中で様子見というところも私、個人的な意見で言うことやむを得ないのかなとは思いますが、ただいつまで様子見とするのか、様子見とするのはどの条件、どの状況がどうなった場合まで様子見とするのか、これを質問に書いていない中なんですがご答弁を頂戴できたらと思います。

まちづくり課長 先ほども申しましたように、廃止をした後に元に戻しますというのはなかなか難しくありますので、慎重にいきたいというのは思っております。期間ではございますが、例えば今、加西市と足並みをそろえておられた加東市や西脇市も、言い方は悪いですけど様子見みたいな形を取っておられます。あと加西市に隣接します同じ中播都市計画では、福崎町と姫路市が加西市に隣接して姫路市の担当とも話すんですが、ちょっと状況が見えにくいなというようなことも話としては出しておりますので、今後加西市の状況というのは当然検討はしていくんですけど、うちだけではなく、隣接する姫路市などとも調整をしながら、さっきの話と同じですが、やっぱり同じ中播都市計画ですので、そういった足並み等も合わせていけるのであればとは考えております。ただ、いつという期限については、今現在申し上げることはできないと思っております。

三輪一朝議員 途中でも申しあげましたように、県が大きく仕組みを変えようとする事、それが自治体が選択すればオーケーだよというところの方向性を決めましたので、十二分にご検討いただいて、町民にとって、よりその人口が減りにくいというか、人口減少が緩和でき得るところも含めてですね、あと工場立地とかも途中で申しあげましたが、いいところ取りができ得る仕組みに設計をお願いして一般質問を終了させていただきます。

議長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

次、8番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

1、生きる力を育む学校教育の取組について

2、地域を活性化する農政振興の取組について

3、町政の情報発信について

以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、1点目の生きる力を育む学校教育の取組についてお尋ねをいたします。

教育目標におきましてよく耳にいたします、生きる力には様々な解釈がございますが、基本的な学力はもとより、時代の要請や社会の変化に対して臨機応変に対応していく適応力も重要なものではないかと考えています。特に近年は人口減少、グローバル化、コロナ禍を経て、デジタル化が進み、教育を取り巻く環境も大きな変化の中にあります。そうした状況の中で、子どもたちが生きる力を育むために必要な学校教育、学習活動についてお尋ねをいたします。

県や国におきまして、生きる力の定義は様々でございます、抽象的な表現も少なくないのですが、高橋教育長さんにはですね、生きる力をどのように定義していらっしゃるのでしょうか、お尋ねをいたします。

教 育 長 抽象的な言い方と言われましたが、最初に抽象的な言い方になるのですが、生きる力は、かつての知・徳・体を膨らませた確かな学力、それから豊かな心、健やかな体、これらのバランスが取れた力と言われていています。それぞれの学力とは、基礎・基本的な知識及び技能の習得であって、これらを活用した思考力、判断力、表現力を身につけた主体的に取り組む態度であるとされています。

私の考える生きる力とは、人格の完成を目指して、変化の激しい時代に自分の人生をより豊かにするために、心豊かで、こういう自分でありたいという将来の自分の姿を自分で描ける自立した力が生きる力だと認識しています。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。現在というんですか、今日大変いろんな技術がですね、進展というんですか、目まぐるしい世の中の進歩があつてですね、私が小中学生の時代と今日では計り知れないほどのですね、科学技術が進歩して、空想の世界でしか実現ができないと考えておりましたことが次から次へと現実のものとなっております。今日の児童生徒さんにとっては、これより先にどのような世界が待っているのか、期待と少しの不安もあるのかと推測をいたします。先生方、ご両親、地域の方々をはじめ、多くのよき人生の先輩の方々のアドバイスを参考に、学業だけでなく、いろんなことにチャレンジして、自分自身の人生を生き抜く力を身につけてほしいと思います。

とはいいまして、特に近年では、デジタルスキルの習得が必須になってきています。それを具現化する政策の一つが、文部科学省が推奨されているG I G Aスクール構想でございます。福崎町においても、児童生徒に1人1台タブレットを配付されて授業等に活用されております。そこで、学校教育での具体的な取組状況について、お尋ねをいたします。

学校教育課長 G I G Aスクール構想にて1人1台端末を配付してかなりの年数がたっております。もう授業において有効に活用し、児童生徒のいわゆる能力向上に寄与していると考えております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。タブレットはですね、学校の教室で授業のみに使用されているのでしょうか。それとも家庭へですね、持ち帰って家庭学習に利用というんですか、活用することを認められているのでしょうか。お尋ねをいたします。

学校教育課長 小学校、中学校、また学年によって様々ではありますが、まず小学校では、持ち帰っての課題はあまり出しておりませんが、連休など長期休みのときには、ドリル教材をしたり、また音楽会の練習等に持ち帰ったりしております。

中学校では、毎日ではなく、各教科で課題があるときに持ち帰って、課題データに取り組んだり、体育のダンスや音楽の合唱などを、その見本を見ながら練習をしたりしております。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきまして、私らが、私らじゃないんですよ、私ができないようなことを今の中学生の方がされているということを肌で感じました。

今ですね、1人1台のタブレットがどれぐらいの耐用年数で、何年というのですかね、小学生でしたら1年生のときからずっと6年生までとかいうことで、買換えとかそういうふうなこと、また故障とかですね、破損などですね、何か今までに不具合っていうんですか、発生はないんでしょうか、お尋ねをいたします。

学校教育課長 現行の1人1台端末の耐用年数はおおむね5年と言われております。福崎町では令和3年1月に各校に配備いたしましたので、令和7年度中の更新を予定しております。故障や破損につきましては、ヒンジの故障やバッテリーの劣化症状が出ている端末もあります。

牛尾雅一議員 そのですね、スマホ等も含むんですが、デジタル技術のですね、活用というのは、メリットもあります。その一方でデメリットというんですか、そういうこともあります。特に近年はスマートフォンの通信アプリとかですね、インターネット上のSNSで児童生徒がトラブルや犯罪に巻き込まれる事案も発生をいたしています。当然学校に持込禁止となっていると思いますけれども、福崎町の小中学校の児童生徒のスマホの所有率というんですか、どれぐらいなのかお知らせをいただきたいと思います。

学校教育課長 年々増加している感はありますが、小学校で6割程度、中学校では8割程度が所有していると認識しております。

牛尾雅一議員 以前というんですかね、大分年数が前なんですけど、小中学生がですね、スマホ、特に小学生ですよ、禁止という時代がありましたけれども、現在はですね、時代の流れということもありまして、小中学生のスマホ所持、所有というんですか、ある程度は仕方ないかなと思いましたがけれども、今ですね、割合というんですかね、数値をお聞きしまして、高校生なら、まあと思うんですが、小中学生がそんだけの所有率ということで少しちょっと驚いてもおります。

そういうことですね、中学生におきましては8割ということですので、ほとんどの生徒がですね、スマートフォンを所有し、そしてですね、所有しているということは使用するということでございます。使用時間が長くなりますと、いろんなことに、睡眠不足とかですね、学業とかいろんなことに支障を来すと思います。そういうことですので、世界保健機構はですね、毎日長時間スマートフォンをですね、ゲームアプリ等によってね、利用する生徒というんですか、そういう子どもたちをですね、ゲームをやりたいという衝動が抑え切れないという症状をゲーム障害というような新たな依存症に認定をされており、学校生活に支障を来す、今も申しました児童生徒もいるんじゃないかというふうに思います。

そうした問題からですね、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に毎年実施されております全国学力調査では、ゲームやらSNSや動画サイトを閲覧する時間が長い児童生徒ほど、平均正答率が低下している傾向があり、学力に影響していると言われております。また、視力や体力など身体能力の低下も報告されております。近年の福崎町の児童生徒の学力、視力、体力の状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 当町のまず学力につきましては、令和6年度の全国学力・学習状況調査の結果は全国と同程度でありました。視力についてですが、令和5年度の学校保健統計によりますと、裸眼視力1.0未満の者、いわゆる視力の悪い子どもさんの割合

は小学校中学校ともに全国平均よりも少ない状況であります。体力につきましては、全国と比較できる令和3年度では、全国と同程度でありました。

牛尾雅一議員 福崎町の現状ですね、学力・体力は全国並みですか、視力はいいということですね、それでもですね、今後はどのようになっていくということも分かりません。私がですね、小学生の頃は学校から帰りますと、家の中でそういうですね、何かゲームとかそんなことするような状況、環境でもなかったということもありますけども、友達っていうんですか、同級生も今の少子高齢化の時代と違って多かったということもありましてソフトボールとかですね、いろんな夏は夏でいろんなことで、友達と多く外で走ったりとかいうことでやってましたんで、体力的にはですね、今の子どもさんは全員が全員じゃないんですが、室内でゲームとかそういうふうなことをされるということで、体力的にはですね、少し心配な面もあるんかと思いましたが、今のところは、影響はないというふうなことでよろしいですよ。

学校教育課長 はい、そのように考えております。

牛尾雅一議員 海外ではですね、特定のアプリの使用禁止とか、使用時間を規制する動きもあると聞いております。福崎町ではですね、学校教育あるいは教育委員会とされて、デジタル機器を使用する上でのルールづくりというようなものはされているのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 各学校ごとにルールを作成しておりますが、例えば福崎東中学校では、ネットモラルルールを作成して、SNSや情報機器の正しい使い方について啓発を行ってきており、このルールを生徒の実態に即したものにしていいため、毎年、生徒会が中心となって改定を行っております。

牛尾雅一議員 そしたらですね、生徒さん主体となってということで、学校側というんですか、とか教育委員会さんとかがですね、こういうふうにしなさいというふうなものではないということですね。

学校教育課長 基本的には中学校レベルになってきますと、生徒自身で考えていくことのほうがより有効かと思えますし、小学校につきましては教育委員会、校長会などでの議論の中でも、そのような方向性で指導はしていくという立場にはおります。

牛尾雅一議員 何事も自発的に取り組むと、生徒さんが取り組むということでより効果が上がるというふうに私も思いますので、そのように生徒さんたちがですね、されることを支援というんですかね、応援をしていただきたいと思います。

時代の流れということですね、生徒さんたちがですね。ネットとかSNSに接することを止められない状況を考えたときにですね、ネット、SNSの情報は日々大量生産というんですか、大変多くつくられて、またすぐに消費というんですか、消えていったりということがございます。そういうことですね、正しい情報もありますけれどもまた間違っていることとかデマとかいうことですね、もありますので、何を、接した情報を丸のみするんじゃなく、その判断をする、これが正しいというんですか、合ってるものとそういうことが難しくなっております。そういうことですね、情報をいいものというんですか、正しいものと、またこれはちょっとフェイクというんですか、そういうことで取捨選択する能力というんですかね、そういう見極める力を学校教育の中でですね、身につけていただくと必要があると思えますけれども、そのようなことに対することに取り組まれているのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 これも各学校ごとに取り組んでいることではありますが、小学校におきましては田原小学校では、情報の信憑性を確かめる際に、合い言葉をつくっております。「だ い ふく」という言葉で、だいふくのだけは誰が言っているのか、はいいつ

言ったのか、ふくは複数の情報を確かめたのかというようなことで、このように自問ができるようになれば、フェイクニュースを信じてしまう危険性が少なくなると考えて指導をしております。

中学校におきましては、道徳、学活、総合的な学習の時間等におきまして、情報モラルに関する指導をしております。またPTA教育講演会などで、生徒、保護者、教職員を対象に、サイバー犯罪に巻き込まれないために、犯罪やトラブルの実例を挙げながら、個人情報の投稿やSNSによる出会いの危険性などをテーマにしております。

牛尾雅一議員 よく分かりました。これからもですね、まだまだ進化というんですか、しますので、また今まで以上に気を配っていただきたいと思えます。

次にですね、情報選択の正しいとかいうことと同様にですね、基本の教科だけでは習得できない特殊な分野の教育も、子どもさんたちが生きていくと、これから長い人生を生きていく上での力の育成というんですか、不可欠なことであると考えます。例えばですね、最近では衆議院議員総選挙や兵庫県知事選挙がありました。投票権が18歳以上ということになったことを踏まえまして、小中学生の頃からですね、興味を持って学習というんですか、知識を習得して高校3年生、18歳また中学生の方にとってはすぐ来ますので、学校でですね、そういうふうな選挙権を有したときのどのように選挙に興味を持って、そういうですね、ことに参加、参加というんですか、そういうふうなことができるというんですか、そういう皆がですね、選挙に行き、私たちの思いを1票に表していいよ、言うたら、いい人を選ぶというふうな主権者教育というんですか、をやっておられるのかお尋ねいたします。

学校教育課長 小学校では6年生社会科で公民分野の学習を1学期初めに行っております。また小学校の児童会活動では、児童会行事などについて決める際には代表委員会が開かれ、各クラス代表者と委員会代表者による話し合いが行われたり、児童会の代表委員会では、代表者がクラスの意見をまとめて会議に臨むなど、主権者教育につながっていると考えております。

中学校では、社会科の公民分野で選挙制度や様々な権利について学んでおります。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。そういった勉強、学習にですね、時間を取っていただくということで肌でですね、そういう選挙権が与えられときにどう対応するというんですか、そういうことを感じてもらうということで効果があると思えますので、よろしくお尋ねいたします。

続きましてですね、福崎町では手話ダンス甲子園の開催とか、福崎町手話言語条例の施行などを行っていただけますが、学校教育におきましても、手話言語教育をどのように行っておられるのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 学校では毎年社会福祉協議会を通じまして手話サークルの方々に来ていただき、各クラス1時間ずつ手話を使っての簡単な手話体験を行っております。対象は小学校は3年生、中学校は1年生であります。また、令和6年10月1日に手話言語条例が施行された後の11月1日には、田原小学校で4年生3クラスを対象に、聾者の方をお招きして特別授業を行い、聾者が災害時に困ることや必要な支援について考えました。その日の夕方には4年生各クラスの代表が町長室を訪れ、尾崎町長や高橋教育長に自分たちの考えた支援などを発表しております。

牛尾雅一議員 最近というんですか、講演会とかですね、各種の行事の際にはですね、手話通訳の方が壇上に上がられて行ってくださっております。そうすることでまた聾者の方もですね、いろんな今までに経験されたことのないような知識も得られま

すのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きましていじめとかですね、不登校対策ということですね、今コロナ禍以降いじめや不登校の件数がですね、全国的に増加しており、社会のデジタル化もですね、その一因であるという指摘もござひます。例えばネット掲示板とかSNS投稿におきまして、児童生徒同士のやり取りによるトラブルも増加しています。福崎町では、ネットやSNS関係に起因するいじめや不登校などはですね、どのような増えているのかというんですか、兆候なのか、また、情報が氾濫している今日において、児童生徒の身体・精神・生命を守るためにデジタル社会への対応を含め、いじめや不登校対策を強化していかれる必要があると思ひますけれども、具体的な取組についてお尋ねをいたします。

学校教育課長 福崎町では、ネットやSNS関係に起因するいじめや不登校についてということですが、いじめにつきましては、令和4年度、令和5年度、令和6年11月末までのいじめの原因を見てもみますと、3年間で2件ありましたが、それを指導しまして、改善をしております。またネットやSNSが原因により不登校は現在ござひません。

いじめや不登校対策の強化ということですが、小中学校ともに年2回、いじめアンケートを記名にて行っております。その後個別面談を行い、児童生徒から直接聞き取りを行うようにしております。また、本人が言い出せなくて困っているという場合に対応するために、日々の児童生徒の観察を密に行うとともに、生活の記録を確認することや、定期的な教育相談を行う中で、児童生徒理解を深めるように努めております。

牛尾雅一議員 非常にきめ細かくしていただいております。いじめとか不登校につながるような兆候とか気配というものの発見というんですか、それはですね、担任の先生方、また学習などをですね、共にしている生徒さんがですね、いち早く察知できる立場というんですか、環境におられますので、もしかしてというふうなことでもですね、学校側に伝われば未然というんですかね、まず早期にですね、対応していただくことで、いじめとかそういうことにつながるということがなくなるというようなことも考えます。そして今の生徒さんがですね、先生方にこれがいじめかどうかということを確認する段階じゃなしに、兆候の段階でですね、先生もしかしてとかいうようなことで、無記名で先生方に知らせるようなシステムというんですか、それ今の説明にもあったんですが、それが大事じゃないかとも思うんですが、それについてはどうでしょうかね。

学校教育課長 いじめに至る前の兆候を早めに知るといふことでござひますけれども、学校におきましては、小学校においてはもう担任の先生が細かく見ておりますし、無記名ということで提出されたデータがござひましても、なかなかそこからいじめの原因のほうにたどり着いていくには時間がかかるので、先ほども申し上げましたように、いじめアンケートは記名にて行い、子どもたちの心を分かるようにしているところであります。

牛尾雅一議員 いろいろしていただいております。不登校、いじめもそうなんですけど不登校の生徒さんがですね、年々増えるような状況下でござひますので、引き続き気を配って取り組んでいただきたいと思います。

次に、2点目の地域を活性化する農政振興の取組についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

現在福崎町では、人・農地プランに代わる地域計画策定に向けて自治会説明会などを実施されておりますが、10年先の地域農業の将来を見据えた上で、地域計画がどのような実効性を持っているのか、またあわせて地域計画のメリット、

また及びですね、デメリットは少ないと思うんですが、デメリットについてもご説明をお願いいたします。

農林振興課長 メリット・デメリットの代わりに地域計画があるとき、地域計画がないときによってお答えさせていただきます。

あるときですが、地域に関わるみんなで農地を守る姿勢が分かるとともに、地域計画をつくることで、10年後の地域内の個々の農地を誰が耕作するのかの見通しが立ちます。また、農地を集積・集約しようとする農家が引受けしやすくなる。地域の目標地図を見ることで、就農相談があった際には、まとまった農地の紹介がしやすくなり、就農につながりやすくなるとともに、新規就農者も安心して参入・定着しやすくなります。担い手は国・県等の補助や支援を受けやすくなります。

一方、地域計画がないときは、農地に対する地域の方の思いを、地域の中の人、外の人も、また担い手の方も認識ができない。あるときに比べまして、新規就農者も参入しづらい、また今まで交付されてきております中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金が交付されなくなる可能性がございます。

地域計画の策定は、地域の農業を維持・発展していくためのスタート地点となります。策定した計画を実行し、評価し、また改善し、再計画する、そしてまた実行という、こういう手順を継続していくことによって、議員言われています実効性は高まっていくものと考えております。

牛尾雅一議員 私も先日、東大貫のですね、公民館におきまして、農林振興課の課長をはじめ、職員の方々に来ていただきまして座談会のような格好でですね、いろんな、今まででしたら、個々にちょっと話をするようなだけしかなかったんですが、若い農業されている方もおられて、いろんなですね、角度から、また分からないことをこれからのどうしたらとかいうようなことを非常に有意義な会議でございました。そしてですね、農林振興課さんのですね、指導の下でこれからの10年先、5年ですかね、10年先は確定か分かりませんが、これからもまたやっていくというふうな、色塗りというんですか、地図の状態のことも決めて、みんなの相談の上で決まりまして、これなら何とかできるんじゃないかというふうな、みんな明るいような気持ちで、終わってみんなが帰って行ってですね、その後また次の日にですね、個人的なことなんですが、お宮さんの清掃作業がありまして、土曜日の晩に集会をしていただきましたでしょ、その次の朝ということがあって、その話がずっと続きまして、今まで農業のことはあまり語り合うというんですかね、意見を交換するというふうなこともなかったんですが、割と将来というんですか、これらに向けていい思いというんですか、意見、あんたがこうやったらいいんじゃないのとか、これしたらどうなんとかいうような有効な話合いができたというふうに思っております。これからもですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、近年農林水産省さんはですね、新規就農者の支援として、各種補助金を充実させておられてですね、いろんなですね、新規就農者さんが全国的に増えるというんですか、今も担い手の役目というんですか、そういうふうなされています。福崎町のですね、直近の新規就農者さんの推移と、その就農者さんの定住率というのはですね、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

農林振興課長 平成27年度から令和6年度のこの10年間の間に当町にて認定新規就農者になられた方は、合計で6名おられます。この6名のうちですが、もともと町内に在住していた上で就農された方や、町外から転入され、就農された方、それぞれおられますが、どの方も現在事業継続されておまして、そのうちの2名の方は規模を拡大されて現在、認定農業者となっております。

牛尾雅一議員 非常に頑張ってもらっているなと思いました。よく何か私、耳にしたこと、よそのことなのですが、何かやってみたら、うまいこといかなかった5年とかなんかたったらですね、辞められたというふうなこともちょこちょこあるというようなことを聞きましたので、お尋ねをいたしました。福崎町で来ていただいている新規就農者さんを、また町内におられて規模を拡大とか、ああいう方はですね、非常にこれからも頑張ってください、町のですね、いろんな意味、耕作放棄地の解消とかいろんな意味でですね、力になっていただきたいと思います。

そのですね、耕作放棄地とか遊休農地、今も述べましたが、町内を巡回いたしましたら、以前よりも目立つような気がしております。そうした農地のですね、地権者の方とか相続人の方からはですね、農業をしたくても体力的にも技術的にも難しいので、農地を処分したいというような声をですね、よく耳にいたします。非常にもったいないというんですかね、なかなかですね、農地というのは、昔はもう非常に食糧難の時代を経まして、大切なものということではなかなか農地を人に貸したり処分するというようなことはですね、なかなか農家の方ではできないというのは先祖代々というようなことのありました。非常にもったいないことでございますので、地域の農地をですね、有効に活用していくためのですね、農業できなくなった、もう、息子も何か遠いところへ就職して帰ってこないとかいって、ですので売買とかですね、困っておられる人の売買とか就農、今の農業していただく方をですね、マッチングというんですか、それをですね、町として促進していける取組はあるのか、どのようにされているのかお尋ねをいたします。

農林振興課長 先ほどから話が出ておりますこの地域計画ですが、今後10年後の予定者を示した目標地図を作成しております、策定後には当該地図を町ホームページで公表する予定としております。この目標地図の中では、将来の耕作者が定まっていない農地を今後検討として表示する予定になっております。農地を売りたい、または貸し付けたい農地がまとまった規模でどこにあるのか、どなたでも見ていただくことが可能となります。各集落の地域計画（目標地図等）を公表することで、町や地元で農地利用に係る問合せが入り、そこから就農につながることで農地の有効活用、耕作放棄地の解消が図られるような事例ができればと考えております。

牛尾雅一議員 今、説明聞きましてよく理解しているんですか、分かりました。

次にですね、近年気候変動というんですか、温暖化も含めまして非常に激しくなる中で、SDGsの観点からですね、土づくりを基本とした地球環境に負荷をかけない有機農業が全国的に注目を集めております。皆さんもですね、ご存じのとおりと思いますが、有機農作物といいますのは、化学肥料とか、化学合成農薬を使用しない、また組換えDNA技術の利用を行わないなど、農林水産省のガイドラインに沿って生産された農作物のことですが、これが自然環境とか人体によいものであるという評価が高まっており、農業栽培面積も年々増加していると聞きます。日本におきましても、農林水産省が有機農業を推進されており、全国129市町村がオーガニックビレッジを宣言して、有機農業の生産から消費まで、地域ぐるみで取り組んでおられます。

そのような潮流がある中で、福崎町出身の民俗学者であり、もともとは農商務省の官僚を務めておられた柳田國男先生が農政改革を志されたように、福崎町でも有機農業を推進していかれることで、福崎町の農政の存在感が高まると思います。現在福崎町で有機農業に取り組んでおられる生産者はどれぐらいいらっしゃるのか、またその農業栽培面積と農地に占める割合はどれぐらいなのか、お尋ねをいたします。

農林振興課長 先ほど議員さん言われました定義上の有機農業を問わず有機農業に取り組んで

いるとお聞きしている方は、町内に数名おられます。また、有機農業での栽培面積ですが、これも定義上の有機農業を問わず取り組んでいる方にお聞きしたところ、約3ヘクタールで、町内の農地に占める割合は約0.4%であると思っています。

牛尾雅一議員 今お聞きいたしまして、福崎町におきましては、またいろんな有機農業というのはですね、手間もとかいろんなこともかかるといふふうに皆さん思われているということもありまして、広く行われていないということでございます。そういうこともありますので、有機農業に関心を持たれる全国の就農希望者さんをですね、町が公募されまして、移住・定住を要件、条件というんですか、福崎町が耕作放棄地とか今、土地利用のその地域計画の中でそういう固まるようなところがあるとかいうようなこともですね、また分かりますので、そういう方ですね、移住・定住、今申しましたように、を条件というんですか、そういうことで土地を提供というんですかね、そして福崎町に来ていただくと、そして自分の志しておられるような農業のやり方で、体にいい、安全・安心、そして減農薬といひますか、農薬を使わない、また農薬は使わなかったら草がたくさん生えるということもあるんですが、草はですね、農薬を使う使わんにかかわらず生えるものでございます。ですので、手間をかけるということもあるんですが、いろんなですね、今、スマート農業ということで、いろんな農機具がですね、開発されておりまして、草もですね、何か田んぼの中でですね、何かリモコン形式で回って人がどんどんやらんでもできるとかそういうこともありますので、そういうことで、福崎町に就農希望で来ていただきましたら、人口減少対策とかですね、地域活性化にもなると思います。そういうこともありますので、課長はですね、どのようにお考えかちょっとお尋ねをいたします。

農林振興課長 有機農産物を栽培して販売しようとした場合、JAS法に基づき、有機JAS規格に適合した生産が行われていると、第三者機関が検査し、認証されないと有機やオーガニックをうたうことはできません。農地についても、栽培中はもちろんのこと、栽培を開始する2年前以上から、禁止されている農薬、化学肥料を使用してはいけませんし、機械や用具も含めて外部からの飛散及び混入がない農地でなければならないといったような基準があります。

この基準を適合して有機農業用農地として活用するには、利用が禁止されている農薬や化学肥料が過去から使用されていないこと、周囲からの飛散や混入がないことを示す必要があるなど、地域や関係機関との合意や協力体制が必要不可欠でありますし、また、逆に、周囲のほ場へ病害虫が飛散や流出しないような対策を取った上で、周囲の耕作者にも理解してもらうことが必要になってくるかと思ひます。議員さん言われました全国の就農希望者を公募して、農地も提供してついうようなところまでは私は考えておりません。

牛尾雅一議員 非常にハードルが高いということよく分かりました。しかしながらですね、近年はですね、有機農業の普及というんですか、規模拡大、面積も拡大、全国的にまた世界的にもこういうふうには有機農業に取り組みされる方がですね、増えているということもあります。そしてですね、有機農作物、オーガニック農作物をですね、使用した、いわゆるオーガニック給食を提供される自治体がですね、全国的に増加していると聞いております。健康面の安心・安全だけでなくですね、地産地消という観点からも、また福崎町内や近隣市町で収穫されました有機農作物をですね、例えばお米やパンなど学校給食に一部使用するところから始めていかれるというんですか、始めていくことは今考えておりませんというふうに言われましたけど、検討できないのかお尋ねをいたします。

学校教育課長 今年度、令和6年度ですが、県の農林水産部が行った学校給食における有機農産物の活用状況調査の結果がこのほど出されまして、県内41市町中、令和6年度で有機農産物を使用したことがあるのは13市町で、25市町は過去においても一度も使用はしておりませんでした。

有機農産物の使用にあたっての課題といたしましては、価格が高いこと、供給量が足りないこと、規格が合わないといったことが挙げられまして、このようなことから現在まで使用しておらず、今後も困難であると考えております。

牛尾雅一議員 大変困難ですけども、またいろんな意味の先を見据えてですね、人間はやっぱり健康が大事でございますので、長い年月の間に農薬とかですね、いろんなことでですね、身体に蓄積というんですか、長年のそういうこともあって、年を取るとですね、いろんな病気というのも寄ってきますし、そういうことにならないというようなことも含めまして、先を見て、そういうふうな農業のやり方、これがですね、長い目で見たらこれが主流になるというふうなことも考えられますので、私もまたですね、自分もそういう、やってみようかなというふうに思っているところでございます。自分がやってみて、みんなに、うまいこといいのができたわとか言えたらですね、身をもって示すという、なかなかこれ難しいことなんで、途中で何やったんやちゅうようなことになったら困るんですけど、そういうこともあるんですがね、先日、えらい話が飛んでおかしいんですが、先日12月6日にですね、福崎町もちむぎシンポジウム～「食による地域活性化」の可能性を考える～という会がですね、福崎町商工会館で開催されました。たまたま私、議会がお昼までで終わりましたお昼ご飯を食べておりましたときにですね、机の上に案内が置いてありまして、これまたすごいびったしのフォーラムやなと思っただけで行きました。そしたらですね、食でつなぐ地域の未来ということで、福崎町の特産品もち麦など地域の特産品を活用して、地域活性化の方法を考えるフォーラムでございました。尾崎町長をはじめ多数のですね、それに関わる地域振興課さん、農林振興課さんのですね、職員さんとともに私もまた、大塚議員も来ておられました。それでですね、非常にいい話でございまして、その中でですね、5人の、そういうパネラーというんですかね、いろんな人の取組とか意見とかこうしたらいいんじゃないかという方がおられて、ディスカッションというんですかね、そういう会でございました。その中でですね、農林水産省大臣官房広報室地域情報提供係長のですね、こないしてリーフレットもらっとるんですが、松本純子氏がですね、5人のパネラーの1人として来られておりました。地方を回り、地域活性化の方法を考えられるとともに、霞が関の本省におきまして官僚としてご活躍されております。縁あって福崎町に来ていただいたことに感謝いたしますし、町の特産品もち麦を他の地域で作られているもち麦より、安全・安心でおいしいもち麦に、また水稻につきましても、米粒が大きく立派な一等米で、おかずなしでも食べられるおいしい米作りを松本氏の力というんですかね、松本氏を窓口というんですか、介しまして、農林水産省さんのまたお力もお借りいたしまして、福崎町の農政を進めていただきたいと思いますけれども、福崎町長、尾崎町長さんはですね、どのように思われるかお尋ねをいたします。ちょっと抽象的なことで申し訳ないんですけど。

議 長 何について。もう少し質問項目をまとめてください。

牛尾雅一議員 はい。どういうんですかね。このせっかくですね、石破首相になられまして、地域創生ということを最初に言われました方で、地域創生に関する予算というんですかね、それをですね、今までの倍を用意しているの、みんな頑張っただけでほしいというようなことをよう新聞とか何かで見ます。ですので私の独断の偏見、独

断の考えというか、思いなんです、ということで地方の農業、福崎町はですね、やはり田園風景豊かな農業がですね、主幹産業というんですかね、工業の町、商業の町もあるんですが、まず今まで発展してこられたのは、もともと農業の力というふうに思っていますので、そういうことでたくさんの予算をつけていただけるといようなことも想像しますので、この松本純子氏がですね、農林水産省大臣官房広報室地域情報提供係長さんということがですね、非常に福崎町の力になっていただける方と、勝手に思うとんです、私ね。です。

議 長 すみません、そしたら尾崎町長への質問に関しては、フォーラムを聞いて有機農業にどう考えられるかという質問でよろしいでしょうか。

牛尾雅一議員 はい、そうなんです。議長、ありがとうございます。

町 長 農業なんですけどね、一般的に衣食住と言われましてですね、食というのはもう非常に大事なものでございます。これも一度、ここでもお話しさせていただいたと思うんですけども、菅前総理大臣がですね、官房長官のときに今からの日本の成長産業、成長産業とおっしゃったかどうかはちょっとはっきりはしないんですが、は観光と農業だというふうに言われました。私が思っておりますのは、農業は今あまり、どういうんですか、お金もうけにはなっていないわけなんですけれども、それまではですね、江戸時代、明治ですね、明治・大正までは農業いうたらもう日本の基幹産業だったと思うんです。戦後ですね、日本が経済発展をする中で、お金で食料が輸入できるというような時代が来ましてですね、米の値段がどんどん下がって、農業がだんだん衰退してきているというような認識はしているんですが、世界的に見ましたらですね、食料が足りないわけですね。ですから、農業というのは大変大事な産業だというふうに認識をしています。

有機農業のことなんですけれども、今、課長が答弁した中で、なかなかハードルが高いということをご理解していただけたと思うんですが、私は牛尾議員もですね、有機農業をやってみたいとおっしゃってございましたので、ぜひその結果をですね、楽しみにさせていただきたいと、このように思います。

牛尾雅一議員 私も頑張りますので、また応援をよろしくお願いいたします。

といたしますのはね、そしてですね、こういう農林水産省さんの力をお借りしてですね、もち麦もそうですし、水稻もそうですし、こういう立派な農作物ができましたら、城谷議員も常に言われていますふるさと納税の取組とかに関しましてもともとかくもうおいしくて、みんなが食べたいとかですね、もう食したい、食べたい、一緒ですよ、というふうなものでしたら、セールスに行かなくてもほかがどんどんどんどんぜひ分けていただきたいというふうなことで殺到しますんで、そうなることがですね、非常に町の発展につながると私は思っておりますので、頑張りたいと思います。

議 長 質問の途中ですが、しばらく休憩したいと思います。
再開を1時といたします。

◇

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開します。

牛尾雅一議員 午前中に引き続きまして、3点目の町政の情報発信についてということで、質問をさせていただきます。

町政の情報発信につきましては、デジタル化が進む中にありましても、毎月発行されます広報ふくさきが中心的な媒体かと思えます。

そこでですね、その広報ふくさきの配布先と印刷部数についてお尋ねをいたします。

総務課長 広報ふくさきの配布は区長文書を通じて各戸に配布をさせていただいております。そのほか関係官公署、報道機関、町内の診療所や歯科医院などにお送りをしております。印刷部数につきましては、6,700部でございます。

牛尾雅一議員 各自治会経由で各戸に配布ということでございます。そしてまたいろんな公共のですね、施設にも設置、置いていただいているということでございます。

私、この質問させていただきますのは、工業団地にお勤めの、福崎町にお住まいの方じゃないんですけど、私たちは福崎の工場で働かせていただいているんで、福崎で何か催しがあったりとか、そういうふうなことで情報があれば、広報が見れたらというようなことを言われまして、それで質問をさせてもらっているんです。今、課長さんの説明ではですね、各、多くの工業団地の会社がございまして、その工業団地の会社さんには配布はされてないのでしょうかね。

総務課長 最初に言われておりましたような、従業員さん個人への配付っていうのはできておりませんが、工業団地協議会には企業数をお渡しして、各会員企業のほうへお配りいただくと、そういうような流れでさせていただいております。

牛尾雅一議員 よく分かりました。会社に配っていただきましたら、企業団地協議会のほうから配っていただきましたら、事務所とかそういうふうなところでは置いていただいているんですけど、それはそうですね、工場の中のお勤め、直接玄関というんですか、そういうところに行かれない方は、結局見れないということは、それは仕方ないというふうに思いました。

それですね、改善といったらおかしいんですけど、各企業さんが従業員さんの食堂とかそういうところに置いていただくというふうなことを企業団地協議会のほうの職員の方とかにちょっとそういうことを頼むというんですかね、そしてそういう労働力、福崎町の企業で働いていただいて、町ですね、労働力不足の今の時代にあって、多大にその貢献をさせていただいていると思いますんで、そういう方にもね、情報が行き届くような体制というんですか、仕組みができたかなと思います。

それですね、この詳細にですね、具体的な取組ということを書かしてもうとんですけど、今説明をお聞きしましたら、これ以上のことは各企業さんにお任せというんですか、企業さんがされることで、町の広報のですね、担当というんですか、の責務のところに越しているというふうなことで、理解しましたんで、そういうふうに私に言われた方には、今度そういう食堂とかそういうところに置いてもらえるように町のほうからまた機会があったら言っていただくというふうなことをお伝えしようと思うんですけど、それでいいでしょうかね。

総務課長 今、議員さんが言っていたような形でありがたいと思うんですが、ちょっと答弁用意しておりましたのは、町のホームページですね、ホームページのほうには、広報発行日にPDFにした形で見れるようになっております。以前ちょっとPDFが重たくてぱっと閲覧が繰り返りにくいっていうのもあったんですけど、今はもうさくさく動きますので、多くの方が紙よりもホームページのほうで広報そのものを見られているというふうに思います。パソコンじゃなくてもタブレットでも見れますし、会社の多くがパソコン配置されていると思いますので、そういうような形も使っていただければ、よりいいのかなというふうに思っております。

牛尾雅一議員 よく分かりました。その方はある程度高齢というんですかね、なんでデジタルが苦手の方じゃないかというふうに想像します。ですので、若い方と一緒にま

た働いておられるんで、そういうふうなホームページなりをですね、活用してくださいということで伝えておきたいと思います。

続きましてですね、広報ふくさきにですね、掲載されております内容というのはですね、非常に情報が豊富で、町民の方がですね、もういろんな催しなりいろんなことをそこで見て知られる方も多いと思うんです。その内容についてですね、例えばですね、広報ふくさきの2024年の6月号、町のせんせいというコーナーがありまして、エアロバイクによる自転車こぎ運動の効果というのが掲載されております。

私、この足腰を鍛えるというんですかね、雨の日とか寒い日とかいろんなことがあったりしてですね、普通、ウォーキングとかなんかで足腰を鍛えるというのが基本と思うんですけど、したくてもできないようなときもあります。ですので、ふくろう体操とかですね、ということで町の公民館で1週間に1回いろんな体操とかやれたりとかですね、公民館っていうのはある意味各自治体の行きやすい場所にほとんどあると思うんで、そこでですね、ここに載っていますエアロバイクによる自転車こぎ運動の効果というのを載せてくださっております。ですのでですね、1台が幾らほどするかというのは分かってないんですが、それを設置というんですかね、床に何か取り付けるような格好になるんかと思うんですけど、そうしていただくことによって、健康、結局いろんな内臓とか何かの病気もやっぱり足腰が弱ってこう何かなってということで、食欲も、いろんなことで発生しますんで、それちょっとお金も今いろんなことで大変な、予算についてというお話をずっとお聞きして、もうこんなこと言うてええんかなと私も思ったんですけど、言うてくださいとかいうようなこと言われてますんで、質問しよんですけどね。ですからこれはですね、何か各公民館に1台とかいうようなことはですね、考えてもらえないのかお尋ねをいたします。

総務課長 広報ふくさきは町が刊行しているものでございますので、その掲載内容につきましては町として責任を持って掲載しておると、それはそのとおりでございます。今言われております町のせんせいの欄、広報の後ろのほうなんですけども、これは町内の医師による健康づくりへのアドバイスを連載のような形で載せさせていただいているものでございまして、それがちょっと予算化というようなところには広報という観点からは連動しないものと考えております。町の予算を用いて行う事業につきましては、当然広報ふくさきを活用する場合もあるんですが、ちょっとこのたびのエアロバイクの部分については、ちょっと別のことと考えておるところでございます。

牛尾雅一議員 晴れの日とかですね、曇りの日ばかりじゃなくて、外でそういう活動できないという。それは公民館に行くのも困るんですけどね、雨降りましたら、困るんですが、そういうことで、またいろんな余裕というんですかね、いろんなことが、大型事業とかいろいろ済みまして、やはり健康を一に考えて、国保の関係とかいろんなことであるんで、そういうふうにやってみようということで、考えていただくときが来ましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、町の情報発信の中でですね、防災無線によるお知らせっていうのは非常に大事で、住民の生命とか財産に関わるような内容もあります。防災無線はよく聞こえないということをよく聞いておりましたが、私、これ通告させてもらって詳細を出させていただいて、昨日おとついでよく聞こえるんです、すごく、これ何でかいなとか思って、それは別に関係なく、何か騒音とかなんかでですね、音響設備の改善というのは大変な費用がかかると思うんです。昨日おとついは日和がよかったのか何かで特別よく聞こえたんですが、それはですね、日によって

ある程度そういう聞こえにくいとかいうなことがあるんでしょうか。

住民生活課長 極端な差はないと思うんですけども、当然大雨の日とかは聞こえにくいといったような声はよくあります。

牛尾雅一議員 みんながですね、それは工夫してね、聞くほうも工夫して家の北側の窓を開けて聞くとか、車が通ってて、車のほう出て行って聞く、いろんなことのみんな協力というんですかね、知恵を働かしてしていただけるということを伝えるというんですかね、そういうことで対処いうことです。

最後にですね、結局どういうんですかね、今はインターネットとか、SNS、そういうことですね、非常にですね、そういうデジタルの活用されておりますので、福崎町でもですね、福崎町LINE公式アカウントというのをですね、立ち上げていただきまして、そういう防災無線で放送されるというんですか、そういうふうなことも含めまして、いろんな取組とかイベントという、そんなことをしていただけたらと思うんですけど、その点についてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

総務課長 LINEによる情報発信ということでは、災害対応の面なんかからもメリットはあるという認識はしております。LINEそのものもいいかっていうのは、若干ちょっとセキュリティーの面とかその辺の課題も言われている部分もあるんですが、研究はしております。一昨年から、議員さんからもそういうご意見もあったこともございますので、研究しておったり、見積りも徴収したりはしておるんですが、今のところはちょっと見送っておるといところでございます。課題等を解決しながら、検討はしておるといところでございます。

牛尾雅一議員 近隣の市町でもですね、取り入れておられる市町もありますので、ぜひ検討、現在LINEはですね、国内で約9,700万人の方が使用しているということでございますので、その点よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わります。終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、9番目の質問者は、小林博議員であります。

質問の項目は

- 1、上下水道について
- 2、教育課題について
- 3、安全な環境保全の町づくり
- 4、来年度予算編成について
- 5、農業施策について

以上、小林議員。

小林博議員 連日の本会議、また年末のお忙しい中一般質問させていただきますことにおわびとお礼を申し上げます。

毎回同じような内容で恐縮には存じます。しかし、この上下水道等についてはですね、特に尋ねる内容が同じ内容になってしまうのですが、やっぱり疑問が抜けないわけでありまして、増幅される部分もございますので、お聞かせをいただきたいと思うのであります。まず基本にですね、水の確保と処理は行政の最重要な課題だというふうに私は認識をいたしております。災害等が起こったときのことを考えればもうよく分かるわけでありまして。その整備と運営に公費、すなわち税の投入は当然のことではありますが、まずその基本姿勢が必要だと考えるのであります。町長の姿勢はどうでしょうか。

町長 質問議員のお考えはこれまでの一般質問でもお聞きしておりますが、公営企業の運営は独立採算が原則でございます。公費の投入は当然とは考えておりません

が、これまで総務省繰出基準に基づき、必要な公費は投入をしてきているというふうに思っております。

小林 博議員 それを前提にしてですね、その立場を前提にして質問をさせていただきます。今回の下水道料金の値上げは、一般会計からの基準外繰入をなくすという立場から出されてまいりました。その金額はですね、公共、農集等合わせてどれだけを減らすということになっておるのでしょうか。

公営企業管理者 基準外繰入でございますけれども、まず令和5年度の決算金額で申し上げますと、基準外繰入の額は総額で1億100万円でございます。令和6年度予算では1億1,840万円となっておりますが、今回、下水道の使用料の適正化検討業務の中で、適正な下水道水準を検討する中で、この基準外繰入全てを、今1億100万円繰り入れているもの全てをなくすということではなくて、今後ですね、公共と農業集落排水の使用料体系を統一した後に今後10年間の本来料金で頂くべき使用料対象経費を算定いたしまして平均で14.23%の改定が必要ということで審議会に提案をしているところでございまして、金額にしますと、年間にして4,200万円程度の、提案どおりに改定をしました場合でございますけれども、4,200万円程度の削減ができるということで、この額が基準外繰入に相当する額だと認識をしております。

小林 博議員 当初はですね、この基準外繰入を減らしていくと、ゼロにしていくということからスタートしたんですが、どうもその見方は国の指針から間違っていたようだという事ですね、料金の値上げをすれば、その分だけ基準内繰入金という額が減って行って、基準外繰入のほうが減らないんだというようなことが分かったということですね、適正化計画等ではそうなったわけですから、基準外繰入は残っていくというふうないろいろな理屈があるわけですが、当初は現在の基準外繰入金をゼロにするという立場から取り組まれておるというふうに思うんです。今、管理者が説明されましたように、適正化計画では10年間で、4億6,954万1,000円、この額を、現在のですね、料金の増収分だということでもあります。この額をそのまま町の繰入れから繰入金を減らすと、ことができるというふうになっていたと思います。適正化計画、委員会で配付をしていただきました適正化計画の一番最後のページですね、この最後の部分にそのように書かれております。4億6,954万1,000円の増収が見込まれますね、それに対して4億6,954万1,000円同額を減少することができるというふうなことになっておるんですね、値上げはもう一般会計からの繰入れを減らすことだけに使われて、下水に関する住民サービスの向上とか、職員の待遇改善とかその他いろいろあります、必要な部分あるし、しますけれどもそういうことは一切見ていないんだという、そういうふうな考え方に取れなくもないんですが、どうでしょうか。この文章からいったら、もう最後の結論のところはね、そうなると思うんですが、どうでしょう。

公営企業管理者 4,200万円の使用料が増収になって、その分、町の基準内・基準外の繰入金の合計額が減ると、4,200万円相当分が減るという事実はそのとおりでございます。これによりまして、本来ですね、住民さんから下水道を使用させていただいたら下水道の処理にかかる費用は使用料で頂くということになっておりますので、最初考えておりました基準外繰入を全くなくすんだという考え方で試算しますと、その資金が不足する額を全部使用料で賄うということになりますので、改定率はもっと高くなります。17.6%という試算をしましたけれども、今回の使用料算定対象経費、本来もらうべき額で計算した14.23%よりかなり高くなるということで、必要な繰入金、基準外繰入は残りますけれども必要な

基準外繰入は繰り入れたまま、最低限もらうべき使用料を住民の皆様にお願いますというものでございます。

小林 博議員 いや、ですから、審議会でもですね、町財政の厳しさの資料が提出をされまして、そうしてそういう説明をされました。ですから、下水道に関する住民サービスの向上ということには全くこの値上げは使われない。職員のためにも使われないという、そういうふうなことと理解してよろしいですね。今の管理者の答弁でも、そういうふうに理解できるわけですが。

公営企業管理者 使用料の改定分がその職員の改善とか事業に使われないという、そういうことではございません。本来その使用料の改定したものも含めて使用料全体で減価償却費、また支払利息などの資本費、それとポンプ場費でありますとか処理場費、あと事務費全てを含めてですね、人件費も含めて維持管理費がかかってまいりますけれども、それに充当するために使用料を頂き、その不足分は基準内と基準外の繰入金で賄っておるという状況でございます。

小林 博議員 いや今回のね、私はその値上げ分に関して言っております。値上げ分の合計額が先ほど言いましたように10年間で4億6,954万1,000円、繰入れを減らす分も同額ということですから、記述ですから、その値上げしたその総合計はですね、もう全く今言ったとおりですね、町民や職員のためになっていないという、そういうことを示しておるということを言っておるわけですが。

料金収入が増えた分だけ基準内繰入が減になり、基準外はそのままというふうなことはですね、繰入れをですね、ゼロにすることにまでつながっていくというふうなふうに思うんですね。したがって、今後の5年ごとにまた見直していこうというふうなことでありますから、これではですね、もう全くもう基準外繰入金、基準内繰入金を含めて一般会計からの繰入れはゼロにしていこうというふうな、そのような考え方になるのではないのでしょうか。

そうなりますとですね、減価償却などはもう投資に係る部分ですから、全くの純然たるその運営といいますかね、人件費とか電気代とか修繕代とかね、そういうものに使われるよりも、減価償却、すなわち資本に関する部分の費用にですね、ほとんどもう消えてしまうというふうなことになるを得ません。そういう面です、値上げがもう本当にとどまるどころを知らず起こっていく考え方だというふうなふうに思うんですが、その点についてはぜひ改めていただきたいなというふうなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

公営企業管理者 まず使用料をどんどん増やして基準内繰入をゼロにする、そういった考えは全くございません。本来使用料で頂くべき額の上限は、経費回収率は100%ということで設けておりますので、本来頂くべきものを頂きましたら、その不足分については繰入金で残るということではございませんので、確かにおっしゃるように、5年後にまた長期計画を再検討した結果、どうしても使用料の改定が必要だという事態になっておれば別でございますが、そういう事態でなければですね、このまま今回の改定を進めた結果ですね、必要な繰入金は繰り入れていくということではございません。

そして減価償却費につきましては、おっしゃるように下水道事業は装置産業ですので、最初に大きな投資をして、その減価償却が重く押しかかってくるものでございますけれども、これにつきましても、総務省の繰出基準の中で本来必要な減価償却費の不足分につきましては繰り入れるということで基準内繰入で算定をして繰り入れておるところでございます。

小林 博議員 先ほど言いましたようにね、料金を増やせばその分基準内繰入金が減っていくというふうなことになるればですね、基準外繰入金がいつも残っていてそれをなく

そうということになれば、繰入金がゼロになるじゃないかということを経組みとして言っているわけです。

福崎町とこの上下水道課といいますか、公営企業との契約ではですね、町の繰入金について、交付税算入分を繰り入れるということに保証はされていないのですね。一般会計からの繰入れ基準とはこういうもんだというのは、これは下水道協会か、あるいは総務省かどっか知りませんが、そういうところで書いてある、そういう文章そのままであって、交付税算入分などを繰り入れるというふうに保証されていない。前の議会では蔭谷課長から下水道に関する交付税算入分は大体12年度までは3億前後で推移するだろうというふうに言われております。下水道のために借金の返済を含めてですね、国から一般会計のほうにこれだけ交付しておるのに、地方交付税は一般財源だといってですね、そうしてこれをこの分はここに繰り入れるということを保証していない、そういうふうな書き方なんです。これは前にも言いましたけれども。そういうことではなしに、交付税算入分はね、きちっと全額下水道会計に繰り入れると、あるいは水道会計に繰り入れるというふうに明記をすべきだと思うんですが、なぜそうしないんですか。

公営企業管理者 議員ご指摘の覚書につきましては、これ内部留保、繰出金の適正な金額を定めておるものでございます。それと普通交付税の算定と、あと繰入金の額の関係でございしますが、これは何度も申し上げていますようにですね、令和元年度から令和5年度の5年間の実績を見ましても、いずれの年も繰入金のほうが交付税の算定額を上回っております。それと今後の令和17年度までの11年間の財政計画がございしますが、これに企画財政課が下水道の交付税算入見込額を出しておりますので、それを入れて比較をしてみました。この11年間いずれの年も、交付税算入見込額よりも一般会計の繰入額が多くなることを確認しております。具体的に申しますと、もう最低の年、令和10年でも2,000万円程度、多い年では令和15年に1億1,000万円程度繰出金のほうが大きくなるということで、11年間の平均でも6,500万円ぐらい毎年繰入れのほうが大きくなるという計算になっておりますので、決して交付税で算入された分を一般会計で一般財源に取り入れているというものではございません。

小林 博議員 その点がですね、文書では明確ではないし、そうして議会のこの前の答弁でもですね、あくまで交付税は一般財源だというふうにですね、管理者自身も答えておられる。

蔭谷課長にお聞きしますけれど、この11年間で計算をしてあるわけですが、11年間のですね、この交付税算入額というのは、どれだけになっておるわけですか。どんなふうに推移しているか計算できておると思うんですが、それを改めてお聞かせをいただきたいと思うんですが。

企画財政課長 令和6年度が交付税算入確定しておりますして、6年度時点では3億60万円交付税算入があります。それから令和7年度から令和10年度までは、3億円ちょっと切るぐらいになりまして、令和11年度で2億8,000万円、令和12年度以降2億円から1億9,000万円台に推移すると見ております。

小林 博議員 その繰入金はですね、もうしっかりと下水道会計に入れるというふうに、一般会計のほうでも財政計画は組んでおるんですか。

企画財政課長 歳入の面では見ております。それと歳出ですね、繰り出しとの兼ね合いになっておりますので、その交付税算入以上には繰り出しをしておりますので、要は一般会計から負担は大きいとは思っております。

小林 博議員 現時点ではそうなんですが、とにかく繰り返し確認をしないとですね、町長部局、一般会計のほうと、この広域の下水道会計のほうとの先ほど言いました覚書

ではですね、そのところが保証されておられませんので、絶えずの確認が必要だというふうに思います。

最初に、先ほど言われましたですね、ちゃんと運営がやっていけるように、幾らかの値上げをということですが、この独立採算制でやっておるようなところはですね、全国ほとんどないというふうなことは今年の9月の議会の一般質問で橋本課長からお答えをいただいております。こういう状況は今も変わりはないでしょうか。

公営企業管理者 令和5年9月の議会での答弁では、県下でですね、41市町中2市町で基準外繰入ゼロということで、この状況は変わっておりません。

小林 博議員 県下で41市町、2市町、率にして4.9%、全国では1,650団体中119、率にして7.2%、町レベルで見ると県下で基準外を出していない町はない。全国では671町中、38町が基準外を出していないというふうなことで率として5.2%ということですね、基準外繰入を出していない市町村というのは本来にまれな市町村であります。それは冒頭に言いました水の確保と処理ということについては行政のもう基本的な任務だという、インフラの投資だという、そういうふうなですね、考え方がやっぱあるからだと思うし、それでなくて独立採算制でやろうと思えば大変な住民の負担ということにならざるを得ないということから結果としてこういう数字になっておると思います。福崎町がですね、率先して全国でも数少ないそんな事例の中に急いで加わることはないと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

町 長 先ほどから聞いておりますとですね、福崎町が基準外をない町にしていこうとしているというふうに、そういう主張をされていると私は聞こえるんですけども、そんなことは全く思っておりません。

以前はですね、基準内繰入、基準外繰入がありまして、基準外繰入がない町にしたいという思いで、当初はそういう計画でしていたんですが、料金を上げさせてもらってもですね、基準内繰入が減って基準外は減らないということが分かりましたので、考え方を改めましてですね、いわゆる経費回収率ですね、下水を運営していくために、どうしても必要なお金ですね、それを経費回収率というんですが、それが100%にならないと一般会計から追い出しをせないけないというような状況になりますので、その100%を料金でもらいたいと、これはもう全国一般、当たり前の話なんです。そこをこのたび、やらせていただきたいということで、そうしますと14%ほどの値上げになりますということでごさいます、決して今、小林議員さんがおっしゃっているように、基準外をゼロにしたいんだと、繰り出しをゼロにしたいんだと、そういった思いで下水道審議会にですね、そういった提案をさせていただいているものではないということをはっきりと申しておきたいというふうに思います。

小林 博議員 経費回収率がですね、難しいところ、なかなか100%難しいんだと思うんですよ。この令和3年度の経費回収率でいきますと、セグメント別ですが、公共でたつの市は45.1%というふうな状況で出ておりました、町レベルでも太子町でも57.8%というふうですね、100%割っておるところはかなり多い。突貫になるとですね、もう半分以上というふうな、県下でね、そういう数字出ておりますわね。

そういうふうですね、経費回収率にしても、やっぱり投資が大きくなりますと減価償却がかかってきますので、なかなか100%を目指しつつも、それを矯正するということは難しいということで各市町村努力をしておるということでもあります。したがってですね、経費回収率100%にこだわるということよりも、

料金収入対減価償却の割合というふうな、そのことで見てほしいと思うんですね。減価償却の割合から長期前受金、差引きを、それを引き、そしてやりますとですね、もう非常に大きな額を占めていくと。料金収入に対する減価償却の割合というのは非常に大きくなっていくわけで、この点についてはやっぱり問題が残るといふふうに思うんです。

次にですね、経営戦略、適正化計画ですが、見込まれている費用は適正かということであります。減価償却の見方、今後の修繕や投資も含めての減価償却の見方についてはなかなかこれは専門的でありますので、まだ私がそのことについてどうこういうふうなところまで勉強はできておりませんので、これは置きますが、果たして人件費はどうかという点を、前の議会でもお聞きをいたしました。今回の定例議会で出されております補正予算ではどうかというふうに思うわけであります。人件費の減が提案をされておりますけれど、この経営戦略、値上げ計画というのはですね、令和4年なり、あるいは最低令和5年の状況を見て出されておりますので、そのときの人数配分のままで計算を将来されておるとすればですね、必要以上の人件費を見ておるといふことになると思うんですね。これを今回の補正予算の審査の中で私は非常に不思議に思ったわけですよ。ここでもね、やっぱりこの件も何としても値上げをしたいがためにもこういうふうなごまかしをやるのかなというふうにですね、私は思ったんですが、その点についてはどうなんでしょうか。

公営企業管理者 人件費の見込みというのは非常に難しいところがあるんですが、今ご指摘の件につきましては、浄化センターについて令和5年度まで3名の体制で行っていったわけですが、本年4月から2名体制といたしました。これにつきましては2名体制になることを見越しておりましたので、今回の使用料の算定には2名で行っておりますので、過大な見込みにはなっておりません。

小林 博議員 そうするとですね、これまでのことについてもですね、1名余分な人件費を出しておったのかというふうなですね、ことに、住民の料金負担になっておったのかというふうなことに言いたくもなるわけですよ。そういうふうな点も含めてですね、今回の適正化計画に書いております今後の経費の在り方についてもですね、やっぱり慎重な見方が必要ではないかというふうに思っております。

それから、これについてはですね、後でお聞きをします、改めてお聞きをします公営企業管理者分のその2分の1、これ水道会計から出ておると言いますが、これがなくなれば、課長の給料を両方で持つということになれば半額で済むわけですからね、その点も含めてですね、やっぱり人件費問題というなり経費の問題については本当に節約という立場に立っておるのかという点について、疑問に思った次第であります。

それから、基本料金にですね、重点を置こうという考え方によりなっていくように思うのですが、いろんな考え方があってこのところは難しいところかとはいうふうに思いますが、大口にしてもですね、福祉とかあるいは食品とかいろんな部分が考えなければなりませんので、難しいところではありますが、基本料金により重点を置くという考え方に偏るといふのはどうかというふうに今思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

公営企業管理者 一般的にですね、基本使用料の割合が高くなりますと、使用料水量の減少、大口の方が撤退をされるといったようなことで大きく水量が変動することがございますが、こういった使用水量の減少による影響が少なくなるということから経営が安定すると言われております。特にですね、福崎町は大口使用者に過度に依存する使用料体系となっていました。また、今回農業集落排水事業を公共下水道

に統合するわけですが、農業集落排水事業は基本使用料が非常に高いことになっておりまして、そういった負担の公平性にも考慮しつつ、適正な使用料体系となるような水準を今回検討したところでございます。

小林 博議員 いずれにしても今回の値上げ等見越して考えるときですね、効率的でそうして節約も考えたそういう運営にさせていただきたいと思っておりますが、その点についてはどうなんでしょうか。

公営企業管理者 できるだけですね、住民の影響が少なくなるように、本来でしたら資産維持費と申しまして、今ある施設を将来改築するときには物価の上昇でありますとか耐震化の対応でありますとか、費用がかさむということで、本来使用料の算定の上に数%乗せるという状況がございます。そういったことも今回は見送って、できるだけ急変しないようにということで料金体系を勘案したということでございます。

小林 博議員 次に、公営企業管理者という制度をなくしてはどうかという質問を繰り返し行っておりますが、この問題を考え、あるいは審議会等ででも参加をさせていただく中で、よりその気持ちは強くなっていております。もうご承知のように決算委員会のおきに出されました資料を見ましても、大方のところがこの公営企業管理者、あるいは下水道管理者というのは置いておりません。神戸市、明石市でも下水道管理者は置いていないという、そういう状況でございます。したがって、福崎町もですね、これをなくしていくという方向に改めて踏み出すように改めて求めたいと思っております。町長は前の議会で、大局を俯瞰して見てもらうという、それをおっしゃいました。それは私は町長の仕事だというふうに言いました。私は今でもその考えは変わりません。あるいは町長は管理者の給与は水道会計から出ているから下水道には関係ないんだ、だからこのまま審議をそのまま進めてくれと言ってですね、審議会で発言をされました。関係ないということではないわけですね。それでまたあるいはなくせば主査級が必要だというふうなことも採用が必要だと言われました。そういうふうな主査級が必要なですね、仕事を管理者が兼ねておられるというふうなことにはなっていないというふうに思います。職務区分表を見てもですね、そのようになっておりますし、条例のいう管理者の仕事、決裁事項等々も参考資料見ましたけど、現時点でさらに1名主査級を増やすということにはなっていないんです。私が昨年6月議会で言った夜間工事の監督のときに大変職員が苦勞して過重労働になっているんだ、人が必要なら人件費ならそういう方向に回すべきだと、例えば私言った話をですね、すり替えて、管理者をなくせば、主査級が必要になるというふうな、そのように話をすり替えられました。これは全くの詭弁である。詭弁という言葉、私は辞書で引きましたよ、まさにこういうことをね、話をすり替えてですね、やってしまう。詭弁だというふうに書いてありました。このような詭弁を弄してですね、そうしてやっていくというのは、これは町長たるべき人の言う言葉ではないのではないかとというふうに私は思います。その点についてですね、遺憾に思っておるところであります。したがって改めてこの公営企業管理者の廃止を求めたいと思っております。

町長 この件につきましては、6月議会、9月議会にもご答弁をさせていただいております。同じような回答になるわけでございますが、福崎町は平成28年4月1日からですね、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用して公営企業化をしたところでございます。そして、平成30年4月から上下水道事業管理者、現公営企業管理者でございますが、条例を可決していただきました。したがって、公営企業管理者には、上下水道課全体を見据えて各経営戦略の経営の基本方針を踏まえた事業運営ができるよう、判断していく役割があると思っております。

その職務を全うしてほしいとっております。現在、公営企業3事業においては、それぞれ大型事業を進めておまして、さらに効率的・安定的な行政運営に取り組むことが求められております。専任の管理者により機動的に活動ができる体制を継続することが必要だというふうに私は思っております。

先ほど、公営企業管理者を主査級に置き換えたらというような話がありました。私は申し上げたのは、上下水道課自体のですね、職員の数を確保したいという思いで言うたわけでありまして、公営企業管理者とこの主査がどうかというつもりで言うたわけじゃありません。上下水道課全体の職員の数は今の部分を確保したいと。そうしますと、何もなくなったら1, 200万円かもしれませんが、完全になくすようなことは私自身は考えておりませんし、300万円ぐらいになるという試算があるというふうに申し上げたわけでごさいます、それがなぜ詭弁になるのかいうことは私はよく分かりません。

小林 博議員 言われましたそのときにはですね、私の6月議会での発言を引っかけてですね、小林議員も人を増やせとおっしゃいましたがというふうに言われておるからですね、余計にそう思うわけですよ。ですから町長のね、発言といいますか、非常に私は理由は詭弁だというふうに思います。もともともう繰り返してもう言うまでもありませんが、今町長の言われましたような仕事は、これ町長の仕事だというふうに思います。福崎町が下水道敷設を、公共下水道敷設をやる時には、もうもっともっと大型事業がどんどん続いてですね、それこそ200億300億近い投資をやったわけですが、それは一般会計の事業の中でやったわけじゃないですか、町長部局でやったわけじゃないですか。もう今から事業といたってですね、八反田の水道で橋を架ける、それから橋を直す、そして農集排の統合、それを順次やっていく程度のもんじゃないですか。かつてやった事業に比べてですね、非常に少ないですよ。維持の範疇だというふうに思います。したがってですね、それらは企業管理者を特別に置かなきゃならない理由ということには、これまでの経験からいってないというふうに思うわけでありまして。

今回、行政改革というのが町で出されましたが、77歳のお祝い金を廃止するのに300万円ぐらいというふうなことでありましたが、結局よく見ると、今回の行政改革のこの資料、下水道料金の値上げがですね、最大のものじゃないですか。四千数百万円、5,000万円近い。金額が入っておりますから分かりませんがそれが最大のものじゃないですか。そういうふうにしななければならないほど財政が厳しいなら、公営企業管理者は廃止したらどうかということでありまして。福崎町の財政がですね、厳しいということを町民の皆さん思っておるんでしょうか。どんなふうに認識されますか。

町 長 今回のですね、下水道料金の見直しはですね、経費回収率を100%にすることが適正な料金になるんだという思いで、この料金の改正を提案させていただこうと思っているんでありまして、これによってうちのですね、一般会計の収入をですね、使わないようにするとか、増やそうとするとか、そんな思いで言うのと違うんです。経費回収率、やっぱり100%を頂かないとですね、下水道事業の運営ができないわけですね。そういう意味において、経費回収率100%をさせていただきたいというふうに思っております。結果として一般会計は助かりますよ。けれども一般会計を助けるために下水道料金を値上げしてほしいと、こういうふうに私は思っているわけではありません。

小林 博議員 そういう一般会計を、これ苦しいからというふうなことをですね、審議会で副町長が資料を出して説明をされました。そうして今回の先ほど言いましたような適正化計画の最後の部分にもですね、今言ったように書いてある、そして行政改

革、こないだ頂いた資料ですね。これもですね、ずっとめくってみても、結局のところ、最大のものは一番最後に書いてある下水道料金の見直しによる云々ところ書いてある、令和7年の、ここ数字入ってない。数字入ってないけれど、この数字が一番大きいんですよ、実は。したがってですね、全体を総合すれば町財政を助けるためにというふうなことにしかかかっていない。町民は町財政、そんな厳しいと思っておるのでしょうか。

12月13日、神戸新聞の記事、姫路西播磨5市6町の冬のボーナス、7市町長は独自に減額案という見出しでですね、町長、職員、議員のボーナスの額が出されております。福崎町は姫路に次いで町長の場合2番目であります。福崎町は工業団地もあるし金持ちやわなというふうに一般町民は思うんじゃないかと思うんですね。

ですから、今までの説明の中でですね、行政側も含めて議論の中でしましたけど、福崎町は本当に財政が厳しいんでしょうか。

町長 令和4年度が実質単年度収支ですか、2億円の赤字だったと思います。そして5年度が2億9,000万円の赤字、6年度はまだ決算を打っておりませんが、今のところ5億円の財政調整基金の取崩し、多分1億円は取り戻せるかもしれないけれども4億円ぐらい、4億円前後のですね、実質単年度収支の赤字がいくんではないかというふうに心配をしております。大変厳しい状況だということでございます。

小林 博議員 一般町民がですね、この記事を見てですね、私もこの記事見てね、本当に町当局が危機感を持っておられるというふうには感じません。今回議案にもですね、特別職、常勤及び非常勤の特別職の一時金のアップが提案をされております。本当に危機感がですね、これで伝わるのでしょうか。この記事。

こういう中でのですね、本当に福崎町は財政が厳しいのか、そして住民に負担を求めて一般財源を助けるというふうな方向での値上げが提案をされる、これでいいのかというふうにはですね、私は思います。

最後に、この議論を通じての町長の所見をお聞きしておきたいと思います。

町長 これ、特別職にかかわらずですね、一般の職員も含めてですね、給料というのは非常に大切なものだというふうに私は思っております。もう最後の最後の話になってくるんだろうと思います。私が下げるんは結構ですよ。もうみんなに影響します。ほかの特別職にも影響します。また、一般職にもというような話になるかもしれません。私はこの給料というものは非常に大事だというふうに認識をしておりますが、今度、今ですね、全員協議会ではさせていただきましたけれども、行政改革の補助金の話の削減の提案をですね、させていただきましたが、令和7年度には行政改革大綱の見直しの時期になります。そのときにですね、そういった人事でありますとか給料でありますとか、そういうことも含めて、それから事業ですね、事業も含め、補助金も含め、使用料手数料も含め、そういった包括的な議論をしてですね、今後どうしたいかというふうなことを議論していきたいというふうに思います。その中で議論させていただきたいなというふうに思います。

小林 博議員 いずれにしてもですね、今、公営企業管理者の設置問題のところでの議論をしております。こういうことが今回のこのボーナスの件があり、そして、他市町ほとんど置いていないところでの公営企業管理者を置いて1,250万円を上下水道料金の中から負担をさせる、そして値上げを提案する、値上げを検討する、しておる。こういうふうなことはですね、私はどう考えても筋が通らない、そのように思うんです。したがって公営企業管理者の廃止と、そして料金値上げ計

画の見直しを求めて、この問題の質疑を終わりたいと思います。もう一度答弁をください。求めます。

町 長 下水道のですね、料金の改正につきましては、先ほども言いましたように経費回収率を100%にするというのが適切な考え方という下で提案をさせていただいております。町の財政を助けることになるというのはこれ結果論でございます。それが目的ではなかったということはお伝えしたいと思います。

先ほども申し上げましたが、令和7年度が行政改革大綱の見直しの年になっておりますので、そこでの議論をさせていただきたいなというふうに思います。

小林 博議員 いずれにしてもですね、私のその主張は町長の答弁がこれで終わったからといって私の主張が変わるわけではありません。あくまで管理者の廃止と値上げ計画の中止を求めます。

議 長 質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。
再開を2時15分といたします。

◇

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時14分

◇

議 長 会議を再開いたします。

小林 博議員 教育問題のところでお伺いをいたします。

給食についてお伺いをいたしますが、まず来年度予算に向けて値上げ等はないのか。計画しておらないんでしょうね。

それから、無料化への取組について、教育委員会と町理事者のお考えをお聞きしたいと思います。近隣自治体、市川町ではですね、来年度から中学生から無料にしようというふうな計画が発表されておるようですが、近隣でそんなふうに進んでいっておりますので福崎町ではどうかということにもなると思います。これからの重点支援地方交付金等もですね、幾ら来る予定になっておるのか、その活用法としてもよいのではないかと思ったりしながら、おるわけですが、その点についてまずお聞かせをいただきたいと思います。

町 長 昨日の竹本議員だったと思うんですが、でも答弁させていただきましたが、物価高騰によりまして、給食費の原材料が高くなっております。けれどもそれはもう町単で見るというふうに思っております。

それから、無料化の取組でございますが、これも、これは国がやっぱり一律で全国どこの市町に住んでおっても同じサービスが受けられるいう、そういう仕組みづくりが必要だというふうに思っておりますので、その点については引き続き国・県にしっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。

福崎町はどうかということでございますが、以前から私も段階的な無償化を進めていきたいという思いは強く思っておるんですが、やはりこれもある一定の財源の裏づけがないとですね、なかなか難しいということでございます。

とはいうもののですね、この問題については引き続き関心を持って検討していきたいというふうに思っております。

企画財政課長 先ほどの交付金なんですけども、物価高騰対応の重点支援交付金です。こちらが昨日ですね、内示、限度額が来まして、5,000万円程度となっておりますので、こちらについては、給食費無償化の財源の選択肢の一つとは思っております。

小林 博議員 この推奨事業メニュー枠については、その利用範囲も広げられておるわけでありましてですね、ぜひこの給食費も一つの項目としてね、対象項目として検討

していただければというふうに思っております。そのようにご答弁がありましたので、受け止めておきたいと思えます。

教育長としてはどういうお気持ちでしょうか。

教 育 長 先ほどの町長の答弁と重なる部分が多いんですが、給食費の無償化、それから軽減化については、保護者の経済的支援のためには非常に大切な支援であると思ひ、その必要性も強く感じております。しかし、先ほどの物価高騰等のことなど、政治、政策に関わることが非常に大きいと思っております。ただ軽減化として、先ほど言われましたが、物価高騰分だけは町で補助していかなければならないと、こんなふうに考えております。現在給食費の無償化、軽減化については県内の町、各町の教育長会を挙げて国へ要望しているところです。今後も引き続いて、さらに強く、根気強く、無償化、軽減化を要望していきたいと思っております。

小林 博議員 いずれにしてもですね、先ほど課長も答えていただきましたように交付金の使い道の一つとして検討するというふうなことでありますので、無償化の方向ですね、部分的にでも考えていくというふうに進んでいってほしいと思えます。

次の不登校等の問題については、もうここはですね、あんまり深く触れないで、前回なり何回もよく議論されております。ただ問題は、無理に登校させずによいというふうになって不登校の数がますます増えていく、そうするとですね、だんだんともう言葉は悪いですがほったらかしになっていくというふうなことになるのではないかというふうに思うんです。誰一人取り残さないという考え方、あるいは教育基本法等々いろいろそれぞれよく引き合いに出されますけれど、そんなふうになってはいけないというふうに思うわけです。そういう対象児童との関わり方についてはですね、どのようになっておるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

学校教育課長 福崎町における不登校児童の数につきましては令和5年度で小中合わせて45名、ここは横ばい傾向でございます。全国的にはもう右肩上がりとなっている中で割としっかり対応できている部分が見えているのかなと感じてはおります。

学校教育委員会としましては、いわゆる個人個人に応じた取組を継続し、保健室までの登校、適応教室などへの別室登校、または午後からの登校などのスモールステップの取組や、本人と保護者のつながりを切らすことのないように努めておりますとともに、今年度、令和6年度からは不登校指導員を1名増員して3人体制としました。また町教委作成の不登校未然防止早期対応マニュアルを全教職員に配付しまして、共通理解の下、不登校対策を進めております。

不登校ぎみの児童生徒は各校に開設しております適応指導教室で指導を行い、登校できない児童生徒は、町内で、いわゆるサルビア会館に開設しております教育支援センター（のぞみ学級）へつなげております。保護者に寄り添った支援を行っております、学校では担任、養護教諭、不登校指導員、スクールカウンセラーが情報交換をして、共通理解をして取り組んでおります。

小林 博議員 そういうものに取り残されるような者がないようにですね、求めておきたいというふうに思うんです。学校もですね、生徒を管理するという立場よりも、もっと生徒の立場に立ってですね、生徒児童の立場に立って進めていくという、そのことをですね、考えてほしいと思うんです。やっぱり組織ですから一定の管理というふうな考え方も要るのかもしれませんが、その点についてはですね、ぜひ子どもの立場、子どもの気持ちというものをですね、考えるという立場に立ってほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教 育 長 言われましたそのとおりでございます。誰一人取り残さないように取り組ん

でいるところでございます。

それから、管理教育にならないようにということですが、命に関わることは管理しなければならないと思うんですが、それ以外の生徒指導上のことに関しては、管理教育は駄目だというふうに、校長会、教頭会でも指導はしております。

小林 博議員 よろしく。

それで施設整備については体育館のところに關心があつて前からお聞きもしておるんですが、午前中の一般質問で具体的に計画等が出されました。長寿命化計画を見直されたということですが、それはもう既に正式決定になって公表されておるのでしょうか。

学校教育課長 学校施設等長寿命化計画検討委員会でご承認をいただいております。今後詳細な部分につきましては、また所管の委員会等で報告をさせていただきたいと思っております。

小林 博議員 私もですね、午前中の議員と同じように、そんなに長いことかからずに、できればもう2年3年の間にですね、全部やっていくというふうにしてほしいというふうに思いますので、その気持ちは付け加えておきたいというふうに思います。

あわせて町民体育館についてはどのような考え方でしょうか。

社会教育課課長補佐 町民体育館につきましては、現時点では体育館の球技室（アリーナ）への空調設備の設置は計画しておりません。町民体育館のアリーナ部分への空調設備の設置には大規模な施設の改修と経費が必要となりますので、対象となる補助金等がないか、財政面も含めまして考えていきたいと思っております。

小林 博議員 非常に体育館の利用者も増えてきてまして、年齢も様々であります。そういうことからですね、大変もうこの夏は暑かったということでもよくお聞きをいたしております。ぜひ空調設備はですね、この面についても、財源等も含めてでしょうけれど、考えてですね、設置できる方向を強めてほしいというふうに思います。

あわせて社会教育施設全体についてであります。その施設整備、維持整備についてどのような計画を持っておられるのでしょうか。高齢化時代であります。バリアフリーその他が進んでいないのも福崎町の特徴の一つかと思っておりますが、それらについてお聞かせをいただきたい。

それから文化センターについては、もう雨漏りがするそのまま、雨漏り受けをそのまま舞台に置いたままですね、ずっと対応、使用しておるというふうな状況になっております。当分使うなら、最低限雨漏りぐらいはですね、止めてほしいと思うんですが、それらも含めてお聞かせをいただきたいと思っております。

社会教育課課長補佐 まず社会教育施設の整備のことにつきまして、社会教育施設の整備方針といたしまして、施設・設備の改修を行いまして、施設の長寿命化を図ることを基本と考えております。先ほど議員がおっしゃられました高齢化時代、バリアフリーの関係等の整備につきましては、エレベーターの設置でありますとか、高齢化社会、バリアフリー対応として必要であるとは考えておるんですけども、大規模な施設の改修や多額の経費が必要となつてきておりますので、対応がちょっと難しいと考えております。

また文化センターについて、大ホールの雨漏りの関係の問題がございます。文化センターにつきましては、建築後50年以上を経過しておりまして、施設の老朽化により不具合が生じている部分がございます。雨漏りは小林議員ご指摘のような対応をしておりますが、その原因といたしまして、職員が定期的に雨どいの清掃を行っておるんですけども、強い雨が降りますと、雨どいで処理し切れない雨水が室内にあふれることが考えられます。大ホールは耐震性の懸念も指摘されており、今後またエルデホールのメインホールなどを代替施設として利用するな

ど、大ホールにつきましては使用の中止も含めた対応を検討してまいりたいと考えております。

小林 博議員 いずれにしてもですね、学校教育施設も大切ですし、社会教育施設も重要であります。ぜひですね、よろしく願いをしたいと思っております。

次に、安全な町づくりに入りますが、交通安全対策ということで、もう何年も前からカーブミラーの整備を求めています。もうこの季節からですね、秋から次の春先までかけてミラーの曇りというふうなことはよく出てまいります。したがって、防曇型のミラーの整備をもっと早くすべきというふうなことを訴えてきましたが、町内のミラーの設置基数と、その状況、写りの悪いものもよく見かけるわけですが、そうした把握の状況と整備の計画についてお聞かせをいただきたいと思っております。

住民生活課長 町内のカーブミラーなんですけども、令和5年度末で864基設置しております。そのうち凍結防止ミラーは100基となっております。今年度新たに順次計画をしておりますして35基追加する予定にしておりますして、今年度末には135基となる予定です。

ミラーの更新につきましてはご承知のとおり令和4年度から交通安全対策基金を活用して整備を進めておりますして、整備をしていく上では非常に貴重な財源であります。また凍結防止ミラーだけではなくて、この基金につきましては、通学路カラー舗装の整備にも充当しておりますので計画的に活用できればと考えております。しかしその年々によってミラーやその舗装の状態・状況も変化してきますので臨機応変に対応していきたいと、スピード感を持ってする場合もございませうし、臨機応変に対応していきたいと思っております。

小林 博議員 全体のミラーを防曇型に変えていくにあたって、何年計画というふうなことはありますか。

住民生活課長 全ての、今864基のミラーを全て凍結防止にしようと思えば、かなりの年数がかかるんですけども、昨年策定しました第6次総合計画では、10年後、令和15年で全ての設置しているミラーに対しまして、40%の凍結防止ミラーの設置率という計画を立てておりますので、その計画に向かっては今計画どおりに整備できていると思っております。

小林 博議員 大変投資効果がね、高い施設というふうに言えると思っておりますので、一層努力の方を求めておきたいと思っております。

それから駅前とかですね、学校周辺の速度をもうちょっと規制したらどうかというふうな意見をよく聞くのであります。そんなふうな状況はどうでしょうか。

住民生活課長 おっしゃられているのは学校の前とか駅の前の道路のことかと思われまます。速度規制の見直しにつきましては、学校の前だけとか、駅の前だけといった部分的な規制というのは難しく、一定の路線での規制見直しになるというふう聞いております。

また、通学路関係で申しますと、速度規制に関しましては、道路交通法施行令の改正によりまして、2026年の9月から速度規制がかかっていない中央線のない生活道路（おおむね幅員5.5m未満）の道路につきましては、最高速度を30kmに設定するとか、そういった制度が改正されております。特に通学路におきましては安全面からも非常に効果のあるものでありますので、各自治会または学校等から要望を上げていただければと思っております。

小林 博議員 エリアで決定するというふうなことはできないんですかね。

住民生活課長 基本的にはその路線となっております。

小林 博議員 駅前での事故もこの前も目撃したことがあるわけですが、ぜひですね、安全な

まちづくりになるように求めておきたいと思います。

それから免許証を返した人たちが、私の身の回りにもたくさん増えまして、自転車に乗り始めるとですね、これまで気づかなかったことがよくあるということで、歩道を自転車で行くというのは危ない、いけないということなんですけれど、歩道に行くとはですね、もう凹凸とかそんなんが非常に多いということで、たまに苦情を聞くことがあります。その都度まちづくり課等へお伝えもしておるのですが、県道に係ることもあつたりいろいろすることが多いものでして、その点その努力方を求めておきたいというふうに今思うんです。

それから信号とか、右折レーンの確保、例えば役場のこの南の信号のところなどですね、右折レーンがないために南北についてはないためにですね、非常に長いところが渋滞をするとか、いろいろ苦情もお聞かせをいただいておりますので、何とかならないのかというふうな声が具体的にお聞きをいたしております。それらについての検討方はしてもらえますでしょうか。

まちづくり課長 歩道につきましては今まで同様、お聞きしたことににつきましては町でできることは町で、県道・国道につきましては県のほうに要望をお持ちして、県のほうで早急な対応をしていただくという立場を取らせていただきたいと思います。

あと、右折レーンについてですが、県道三木穴栗線と中道線の件だと思います。ただ、ご承知のとおり、中道線につきましては交差点のすぐ南が中国道のボックスカルバートになってございます。その関係上、そこに右折レーンを取るための用地確保は困難な状況でございますので、中道線の西側には幹線道路として中島井ノ口線、こちらを整備させていただいております。そちらには右折レーンもありますので、そちらの活用もしていただけたらというふうに考えております。

小林 博議員 そういう様々な声がありますので、基本的な観点、あるいは当面の対策等々含めてですね、求めておきたいと思います。

それから市川や七種川の浚渫問題もよくお聞きをするわけで、これも質問がありました。私も前から質問しておりますが、今回も質問がありました。特に七種川についてはですね、高岡方面、桜、板坂、田口付近のですね、川の浚渫の必要性というのはもう非常に前からよく見聞きをいたしております。ここまですり、下流からというのは分からない話ではないんですが、行かないと緊急性のある状態がですね、この方面には残っておると、あるというふうに思うわけでありまして、その点についての対応をですね、強く求めておきたいと思います。技監よろしくお願ひします。

技 監 河川の管理につきましては、堆積土砂、雑草の対応、非常に苦慮しておるところです。議員言われました下流からというのは分かっているけどもというお話でして、河川の管理はですね、どうしても上流だけしてしまうと下流に悪影響を及ぼしてしまうということで、その原則で対応しているところです。

引き続きですね、適正な管理という観点から伐木や除根、土砂の撤去、浚渫ですね、させていただいておりますので、今後も適切な維持管理に努めていきたいと思っております。

小林 博議員 ひどいところは部分的にでもですね、やるというふうなことも含めてね、考えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

技 監 また状況を見まして部分的な対応がですね、取れるということであれば、また例えば七種川でしたら姫路土木事務所の福崎事業所等々に要望していきたいと思っております。

小林 博議員 それからJRとか高速道路とか、いろんなものが福崎町にあるわけですが、これらの雑草木への対策ということがですね、求められます。太陽光発電施

設等の問題もそうですが、雑草木、あるいは雨水排水など十分な管理が必要であります。こんなところで一々言わなくてもということなのですが、JRなどはもうこれ3年もほったらかされておるといふような部分もありましてですね、ちょっと議会でも話が出たよということですね、ちょっとJRに圧力をかけていただきたいなというふうな思いからもですね、取り上げておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まちづくり課長 近年、今、言われましたようにJR、高速道路の法面等は草刈りまた抜木みたいな雑木ですね、そういったもので苦情が皆様から寄せられることが多くなっております。その都度、各管理者には要望を行っているんですが、今言われましたように、議会でも取り上げられた問題だということで改めて認識していただくために、もう一度各管理者には要望していきたいと思っております。管理者に認識してもらうことは非常に大事だと思いますので、JR、NEXCOなどは直接お電話して苦情を言っていただくこともできますので、そういったことを取っていただくのも一つだと思いますが、役場に言っていただければ担当課のほうから相手方に要望をさせていただきます。

小林 博議員 私もですね、直接JRなり、あるいは高速道路のNEXCOのほうにですね、電話したり出向いたりしておるところでございます。役場のほうでもよろしくお願いをしたいと思います。

道路整備ですが、県道甘地福崎線の調停の進捗状況についてお尋ねをいたします。

技 監 県道甘地福崎線の調停の進捗状況についてお答えいたします。

6月議会です、調停申立てについて議決をいただいた後、7月に姫路簡易裁判所へ申立てを行い、9月18日に第1回、11月20日に第2回の調停が開催されました。調停はですね、原則非公開となっております、内容について詳しく申し上げることはできませんが、協定書の合意事項や相手方の主張に対しまして、町の考えを調停委員のほうに説明しておるところでございます。

現時点では話合いがですね、まとまる段階にはなっておりませんが、次回1月29日に予定されている第3回調停においても、引き続き町の考えをしっかりと主張してまいりたいと考えております。

調停委員から求められました資料の作成とかですね、関係者間の日程調整等に時間を要しております、調停期日の間隔が非常に空きましてご心配をおかけしているところではあるのですが、今後ともですね、町として、また事業主体の県としてですね、納得のいく調停成立となるよう取り組んでまいりますので議員の皆様のご理解をよろしくお願いたします。

小林 博議員 初めはこの年内ですというふうなことだったんですが、年度内には解決するということの方でいくんでしょうか。

技 監 調停はですね、一般的には3か月程度で終わるとされておまして、年内を目指してはあったんですけども、どうしてもですね、本事案、関係者が多いということと、あと過去の交渉経緯もですね、非常に長期にわたっておることから、もう少し時間がかかると考えております。年度内というもう一つの新たなですね、目標、議員からお話しいただいたところですけども、ちょっと決着がですね、いつつくかというのは非常に難しい状況でございます。早期に結論を得るということも大切と考えておりますが、町としてですね、また県として納得のいく調停案が出るようしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

小林 博議員 次に不法投棄の問題であります、高橋と板坂の関係の進捗状況についてお尋ねをいたします。

住民生活課長 高橋についてです。9月議会以降の経過を申し上げます。正直申し上げましてそんなに進捗というものは進んでおりません。しかしこれまで同様、西播磨県民局環境課との協議を続けておりまして、原因者には再三連絡を取っております。今年中に現地に来て一部撤去作業を行うというふうに聞いております。今後も継続して少しずつでも現場が改善するよう、根気強く指導を行っていきたいと考えております。

まちづくり課長 板坂塩田線についてでございます。令和6年4月2日に相手方から控訴状が提出されたことにつきましては、10月16日に判決が出され、その内容としましては、控訴棄却という内容でございました。ただ、また控訴棄却の判決を不服として、相手方は10月31日に上告の申立てを最高裁判所に提出をされております。今後はその上告の申立てが受理されるかどうかも含めまして対応を検討していきたいというふうに考えております。

小林 博議員 その後の対応等考えておられますか。

まちづくり課長 板坂塩田線につきましては、その後となりますと今の不法に占有されている車の撤去になるんですが、なかなか弁護士とも相談はしているんですが、相手方が判決どおりにするというのには期待できないというふうなことも考えておりますので、その場合には町としてどうするのかというのをも併せて今検討させていただいているところでございます。

小林 博議員 高橋の件については再三言っておりますように、初動のときから町、県、行政側の責任というのはあると思います。最初に委員会で話を出したとき、当時副町長の尾崎現町長はですね、こんなことは許されないのだからちゃんと対応しますと言ってですね、言明をされました。それ以降一気に堆積をされたというふうなことがあります。したがってこれはですね、高橋の件については、初動の段階での町及び県の責任というの是非常に大きいというふうに私は常に思っておりますので、これについてはですね、町長も先頭に立った取組を求めたいと思います。

町 長 この件もずっと申し上げております。産業廃棄物でありますので、権限は県でございます。この行為が行われているのは福崎町でありますので福崎町がもう全然知らないというようなことではいけませんので、県と協力しながら改善できるように努力をしていきたい、このように思っております。

小林 博議員 県の管轄であってもですね、地元の責任というのはい問われるわけです。地元の意見というのはい絶えず環境問題については求められますし、地元の町の熱意、思いというのはいですね、責任感というのはい大きく問われる課題だというふうに思います。その面ですらですね、今言いましたように、初動からの問題も含めて責任を感じながら進めてほしいというふうに思います。

次に、来年度予算の編成について伺います。

国保や後期高齢者保険等の給付と負担の状況はどのように見ておられるでしょうか。あるいは保育料や子育て支援等に関する利用者負担金はどうなっていくのか、各施設の使用料等についてはどのように進められていくのか、答弁を求めます。

ほけん年金課長 まず国民健康保険についてです。

現在兵庫県が来年度の負担金や各種交付金の算定作業をしておるところです。そのため現時点で詳細なことは未確定です。ただ給付につきましては、近年の傾向を見ますと、コロナの時期を除きまして、県全体の1人当たりの医療費の金額は上昇しております。被保険者数につきましては、令和6年で団塊の世代が後期高齢者医療へ移行して、それが終わるんですけれども、短時間労働者の被用者保険加入拡大といったこともありますので、今後も減少傾向が続くと見えています。

また負担につきましては、1人当たり医療費が増加していく中で、県から提示される標準保険料率は令和12年度の県内完全統一に向けて上昇が続く見込みです。福崎町の7年度の税率については、所得やその他の財源の状況を見ながらではありますが、標準保険料率の動きを一つの目安として今後も税率改正をお願いさせていただくことになるのではないかと考えております。

続いて後期高齢者医療についてです。

給付につきましては、国保と同様、コロナの時期を除きまして1人当たりの給付費は増加しております。また被保険者については、団塊の世代の流入により、今後も増加していくと見ています。したがって、広域連合へ支払う療養給付費負担金は増加していきます。負担につきましては、後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに改定をいたしますので、令和7年度の保険料率は令和6年度と同じです。ただし、被保険者数が増加しますので、保険料の総額は増加する見込みです。

小林 博議員 今でもですね、国民健康保険税については中播管内で最高の価格になっております。こうした経済状況の中であり、可処分所得がだんだん減っているというふうに言われておる中でもありますのでですね、町の自主性を発揮しながら住民の生活を見ながら考えてほしいというふうに思います。保育料等についてもお聞かせ願います。

学校教育課長 保育料におきます保育料算定基準は、令和6年度と同様のものと考えております。学童保育も同様であります。

企画財政課長 各種施設などの使用料につきましては、現在のところ使用料の引上げ予定はありませんが、実情にそぐわないもの、例えば第1体育館トレーニング室であれば、1時間110円で利用できますが、空調をつけたことにより電気代が上昇しており、安過ぎるということもありますので、令和7年度の第7期行政改革大綱及び実施計画の策定に向けた見直しの中で検討していく予定としております。

小林 博議員 次に観光施策についてであります。駅前から辻川のほうに向かって私どもの住んでおります新町付近もですね、外国の方々も含めて大勢の方々が休日にも歩かれるというふうな状況になりました。夏の暑いときなどはですね、高齢者の方、子どもたち、いろんな方々がおられるわけですが、ちょうど私の住んでいる新町辺りが中間点になって暑い思いをされております。トイレ等を含めてどっか休憩場所があればよいのになというものが近所の者の声でもあります。その点についての検討方を求めておきたいというふうに思います。

地域振興課長 現在駅のトイレとか、観光交流センターのトイレがございますので、それらを利用していただくことで新たな新設は必要ないと考えております。

小林 博議員 近くに喫茶店等もないではないですがですね、そういう状況があるということをご承知おきください。福崎町を訪れた人たちがですね、快適に過ごしていけるようにしてもらいたいというふうに思っています。

それから、七種山周辺や日光寺山への配慮もですね、忘れないようにしていただきたいと思います。七種山方面につきましてはですね、もう水場の利用ができなくなっているかなりの状況になっております。直すというふうにも聞いておったのですが、なかなか現時点になっても直っておりません。で、その進入道路も県、町、あるいは林道等々あると思いますが、非常に路肩が崩れて危険なままというふうなものがほったらかしにされております。これらについての対応方を求めておきたいと思っております。

地域振興課長 手洗いのところについては現地確認して、対応させていただきます。ちょっと僕も前から議員さんのほうから言われてますので、ちょっと調整させていただきます。

それから七種山ですけれども、七種山につきましては滝までですけれども、保全管理に努めてまいりたいと考えております。

小林 博議員 道路等については町道、県道あると思うんですが、路肩が崩れてですね、コーンを置いたままのところがたくさんあるんですが、それらについてはどうでしょうか。

まちづくり課長 まず野外センター付近は県道となっております。県道につきましては夏場にございですが、県の土木事務所の課長とともに、県道の今の状況を見ていただいて、路肩が崩れているような状況も確認をしていただいております。県としても、危険は承知はしていただいておりますが、今具体的に改修計画までは進んでいないというふうになっております。町道につきましては、町として維持管理、適切な維持管理に努めていきたいと思っております。

小林 博議員 最後の項目に入ります。

地域計画につきましての進捗状況はこれまで何人かの方から質問がありました。その後見守っていききたいというふうに思っています。

それから前回、営農組織の解散等の問題をお聞きしましたが、その後の進行はあるでしょうか。

農林振興課長 解散予定の営農組織が貸借契約しておりました農地はほぼ解約済みであります。その解約された農地につきましては、当該地区の担い手等が今後耕作予定であります。このように現在、解散され営農組織から農地を引き継いで借り受けられる耕作者への集積・集約に係る調整がおおむね済んでおるところであります。今後営農組織において、解散を最終的に決定する会合を予定されておられます。

その決定をもちまして、国の補助事業を活用していた機械、これの補助金の返還額が確定する見込みでして、来年の3月補正にて営農組織からの返還金について計上し、返還手続を行っていく予定としております。

小林 博議員 また改めてですね、具体的なその進行状況を、できれば委員会等にもご報告いただければどうかというふうに思ったりもしておりますので、よろしく願いをいたします。

特産物の振興についてであります。

これも昨日質問がありました。もう既にですね、もち麦につきましてもかなりの年月がたってまいりました。携わっておられる方々の、生産の関係の方々の高齢化の問題でありますとか、あるいは三セクといいながらですね、やかたを経営していただいております方々のその高齢化の問題等々含めてですね、現状を見ますと、基本的な在り方について検討の時期が来ておるのではないかというふうに今、思います。三セクの2分の1以上の株を持つ福崎町としてですね、これをどのように三セクを運営し、もち麦の振興を図っていくのか。あるいはやかたの経営の在り方をどんなふうにしていくのかということですね、再検討の時期に来ておるのではないかというふうに思うのですがいかがでしょうか。

町 長 もちむぎ食品センターでございしますが、平成の二十何年でしょうか、五、六年頃だったでしょうか、経営がですね、いい時期がございました。その時期にはあまりこういった議論がなされていなかったわけなんですけれども、最近になりましてですね、特にコロナですね、コロナの影響がございまして、それ以降大変経営状態が厳しくなっております。

昨日の質問にもあったわけなんですけれども、そういったことも検討しなければならないのではないかということなんです、私自身はこの第三セクの仕組み自体は維持できればいいなというふうに思っております。これはベストだと思っております。けれども、これがうまくいかないのであれば、次のまたベターな方法も

考える必要があるというふうにも思うわけでございまして、幅広い議論をしていけたらなというふうに思っております。

小林 博議員 改めてまた議論をしなきゃならん課題かというふうに思います。文珠荘やあるいは観光交流センター等々との比較を言われる方もありますし、いろんな議論がされておるところでありまして、町の中の議論よりも、町当局があまり後れを取らないようにですね、改めてこのもち麦を30年、もっと以前になりますか、やってきたところでありまして。その面でのですね、今後の振興策についてですね、検討を求めておきたいと思っております。

それから、蜂の駆除対策についてであります。

今年度の利用状況と、それからですね、駆除費が大変最近非常に高騰しておりますまして、なかなかその駆除がうまくいかないという例が生まれてきております。したがって蜂の巣というのはもうその家だけでなく、近所全体に迷惑を及ぼすものですから何とかならないのかという、そういう相談を受けたりもしております。したがってこの駆除費の値上げ等をですね、考えるべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

農林振興課長 令和6年度の利用状況ですけれども、実績は27件で補助額としましては12万9,700円の補助をしております。議員さん言われたように費用が高くなっているんじゃないかということで、ここ最近5年間の平均駆除費用というものを、ちょっと調べてみました。分析結果としては、もうほぼ変わっていないというような状況でありましたので、今のところ即上限単価2分の1の5,000円を引上げていくことについては、考えていないところでございます。

小林 博議員 前は2万円ぐらいですね、やってくれていたのが、もう4万円あるいは4万5,000円というふうになっておるといふふうに聞いておりましたね。苦情があっても駆除できずにほったらかしになる蜂の巣があるものですから、必要性を感じておるところでございまして。以上、ぜひですね、その点についてもお願いを申し上げます。

それから、ツノナス等の振興策についてもちょっと書いておりましたので、もち麦以外のその他の振興策についてお聞きをしておきたいと思っております。

農林振興課長 ツノナスにつきましては、こないだも質問を受けたところですが、町としましては要綱に基づきまして種子の購入費の全額補助、苗購入費は半額補助、生産資材につきましては半額補助ということで助成をしておりますので、これにつきましては引き続き支援をしていけたらなと思っております。

ほかの振興策といいますが、具体的にはこの作物を作ったから助成しようとかいうのは、あともち麦しかございませんので、あらゆる農業者さんが前向きにリスクを負いながら改善していこうという、その姿勢に対して何かしらの支援、事務的な支援もありますし、県を通しての生産に関する支援もございまして、その相談を聞きながら支援していきたいと考えております。

小林 博議員 特産品につきましてはですね、私の知る範囲でも、桃から始まってですね、椎茸やらブルーベリーやらいちごだとか様々ですね、大がかりに取り組みされてきたけれども、それが今日まで継続しておるといふ例はですね、非常に少ないという状況であります。いろいろありましたけれども、もち麦についてはですね、しっかりと継続させていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

議長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了しました。

次の定例会 5 日目は、明日 12 月 20 日金曜日、午前 9 時 30 分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 3 時 02 分